

奈良市子ども・子育て支援事業計画素案 (中間報告)

平成26年11月

奈良市子ども・子育て会議

目 次

第 1 章 事業計画の策定について

- 1 計画の趣旨・位置付け
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 本市の他計画との関係

第 2 章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題

- 1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境
- 2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績
- 3 子ども・子育て支援新制度で求められる対応

第 3 章 事業計画の基本的な理念・方針について

- 1 計画の愛称
 - 2 計画の基本理念
 - 3 計画の基本方針
-

第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 各施策の現状と課題、方向性・・・・・・・・
- 基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり・・・・・・・・
- 基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障・・・・・・・・
- 基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実・・・・・・・・
- 基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実・・・・・・・・
- 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり・・・・・・・・
- 基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保・・・・・・・・
- 基本目標2 地域における子育て支援の充実・・・・・・・・
- 基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実・・・・・・・・
- 基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実・・・・・・・・
- 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり・・・・・・・・
- 基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進・・・・・・・・
- 基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進・・・・・・・・
- 基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進・・・・・・・・

第5章 主な事業の5年間の需給計画について

- 1 提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制・・・・・・・・
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・・・・・・・・

第6章 事業計画の推進体制について

- 1 計画内容の周知・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 2 市民や関係機関等との連携・・・・・・・・
 - 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・
-

資料編 参考資料

- 資料1 事業計画の策定体制と経過
- 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要
- 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施
- 資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況
- 1 子ども・子育てに関する統計資料等
- 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）
- 資料3 提供区域ごとの量の見込みと提供体制
- 資料4 事業計画に関する条例・事業一覧等
- 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）
- 2 奈良市子ども・子育て会議条例
- 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領
- 4 進捗管理事業一覧

1 計画の趣旨・位置付け

我が国の子ども・子育て支援については、平成2年の「1. 57ショック」を契機として取り組みがスタートしました。平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」が制定され、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように、社会全体で応援するとの基本的な考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置付けられました。さらに平成15年7月には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれが行動計画を策定し、実施していくこととされました。

しかしながら、依然として子どもや子育て家庭をめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増大・多様化しており、仕事と子育てを両立できる環境の整備が今後必要であり、さらに保育所では待機児童が生じています。

これらの課題に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行する予定です。この新制度では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の状況により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現しようとするものです。

さらに、平成25年6月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまでの取組を一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の総合的な施策の充実・強化を目指すこととされました。

本市においては、平成17年3月に前述の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17～21年度）」を策定するとともに、平成22年3月には後期計画（平成22～26年度）を策定し、国の動向を踏まえつつ、本市の子ども・子育て支援の充実に向けて計画的に取り組んできたところです。

また、平成〇年〇月〇日には、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を施行し、子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むこととしています。

本計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を踏まえつつ、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画に位置付けるほか、これまでの「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、本市の子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅し、今までの取り組みをさらに充実させていきます。

2 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本市の計画においても、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとしています。

【 計画期間 】

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
奈良市次世代育成支援行動計画（後期）					引継 ・ 策定				
						奈良市子ども・子育て支援事業計画			

3 計画の対象

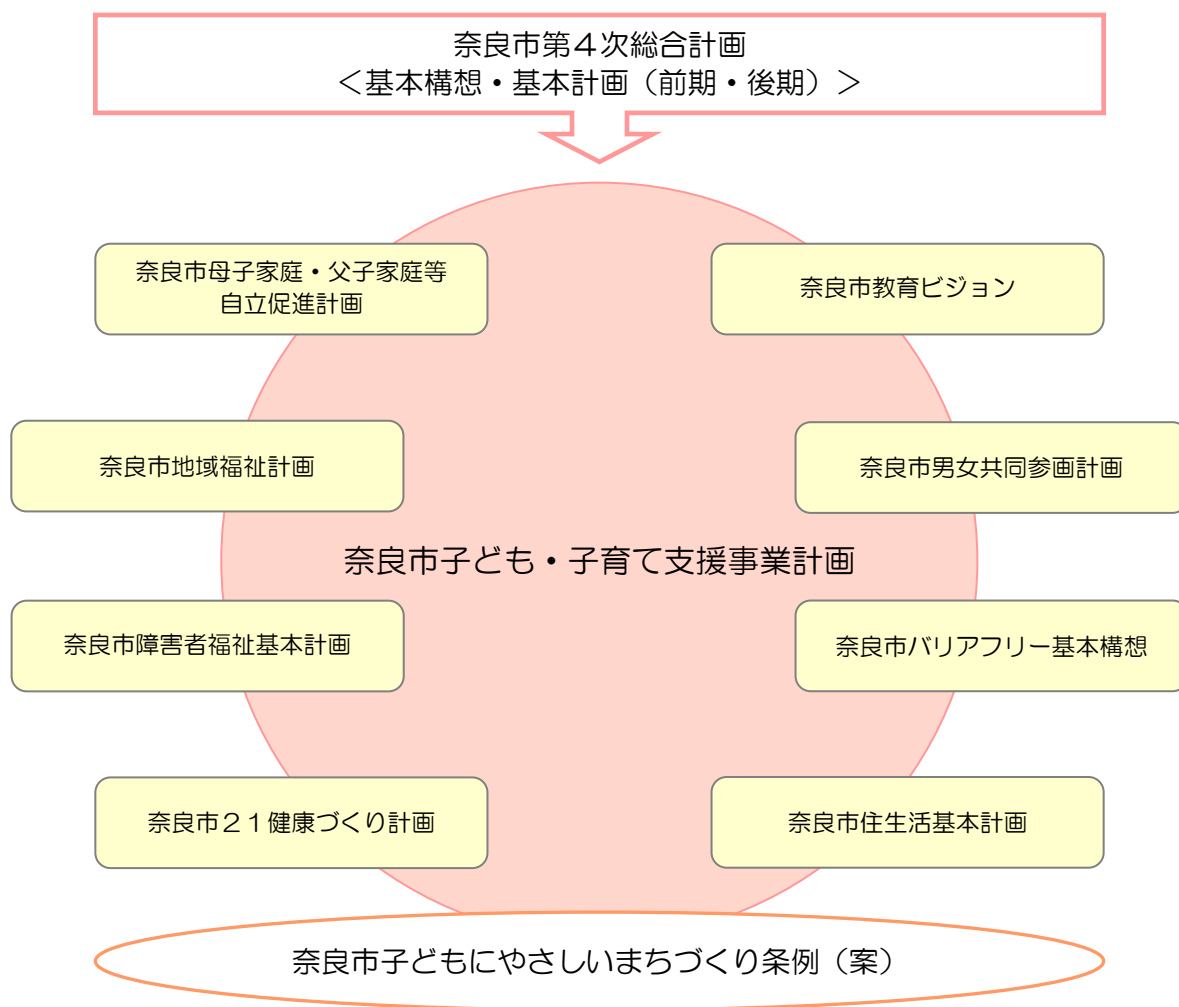
本計画は、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や事業者の個人及び団体を対象とします。なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満とされていますが、施策の内容によっては、義務教育終了前までの児童を中心とします。

4 本市の他計画との関係

この計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を最上位の規範とし、奈良市第4次総合計画における子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

また、計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとします。

【 他計画との関連イメージ 】

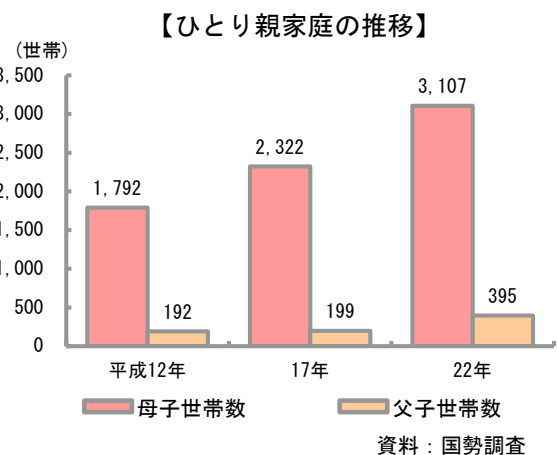
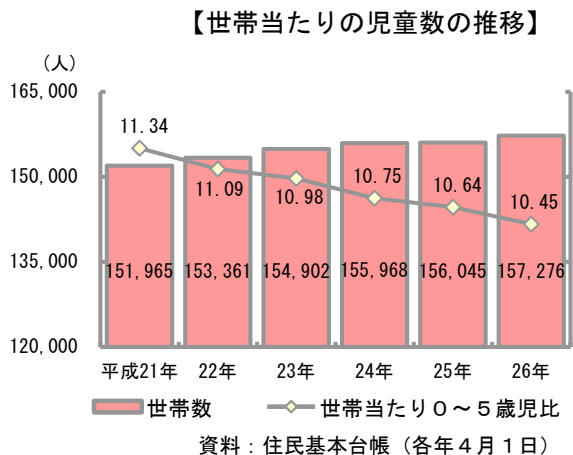


1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 子育て家庭

①家族の状況の変化

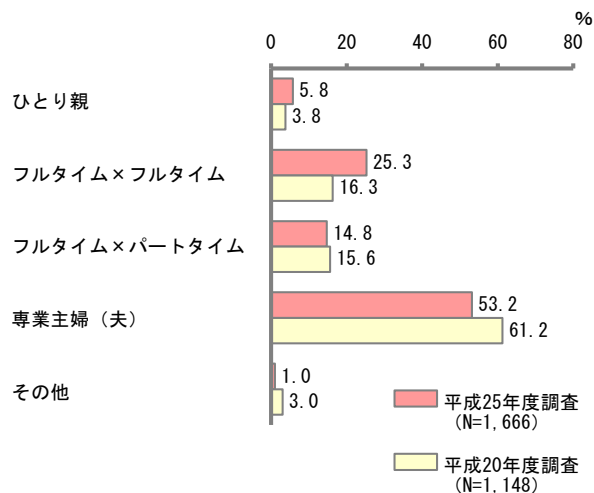
- ・世帯当たりの児童数は減少し、ひとり親家庭が増加しており、家庭の小規模化が進んでいます。



②保護者の就労状況の変化

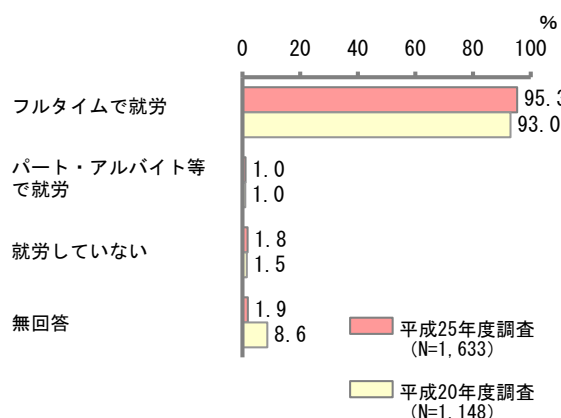
- ・本市の家庭類型は、5年前と比較すると依然として専業主婦（夫）の割合が50%以上となっていますが、フルタイムで働く共働き家庭が9%増加しています

【本市の0～5歳児のいる家庭の家庭類型】

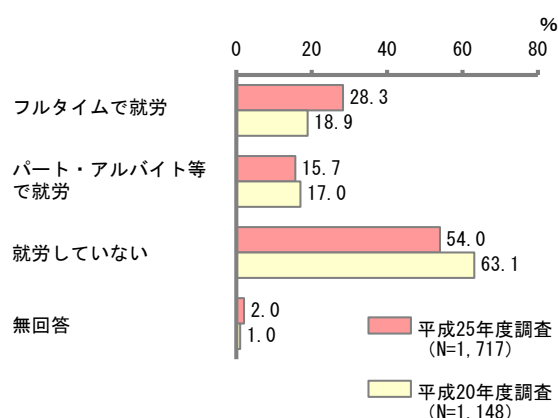


- ・保護者の就労状況について、父親では、フルタイムで就労している割合が95%以上となっています。一方、母親では、就学前の子どもを持つ家庭における就労中の母親は、5年前と比較すると8%増加しているとともに、フルタイムの共働き家庭の割合も増加しており、家族のあり方の変化がうかがえます。

【父親の就労状況（0～5歳児）】



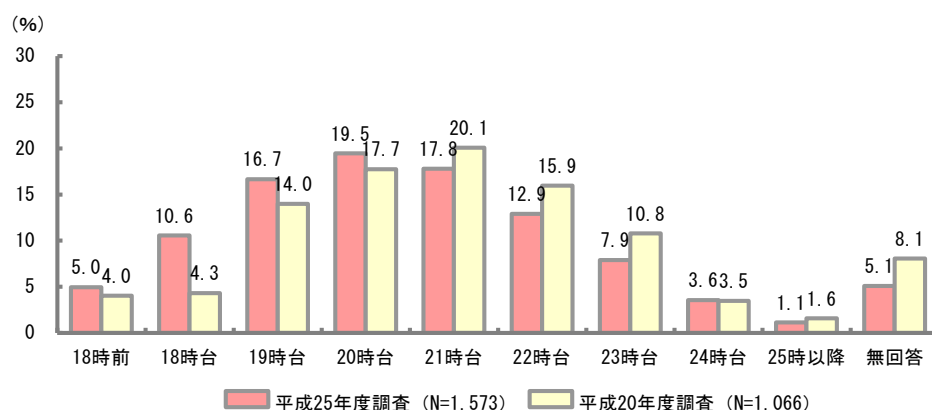
【母親の就労状況（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

- ・就学前の子どもを持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、60%以上が20時以降であり、依然として長時間労働の傾向が続いていることから、父親の家庭・育児への関わりが難しいことがうかがえます。

【父親の帰宅時間（0～5歳児）】

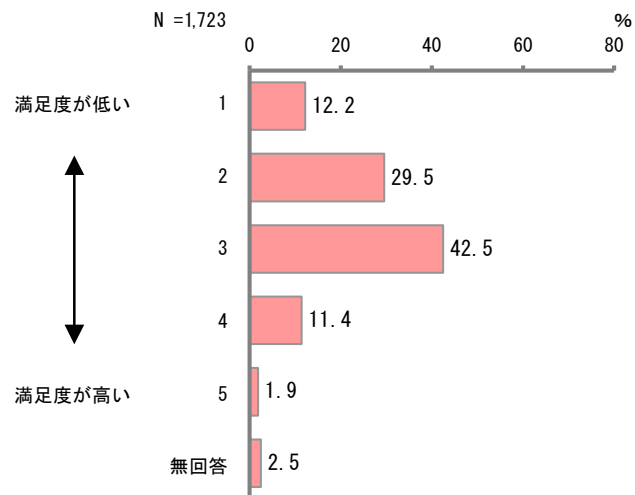


資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

③子育てに対する保護者の意識の変化

- ・本市における子育ての環境や支援への満足度について、「3」の割合が40%以上と最も高くなっています。

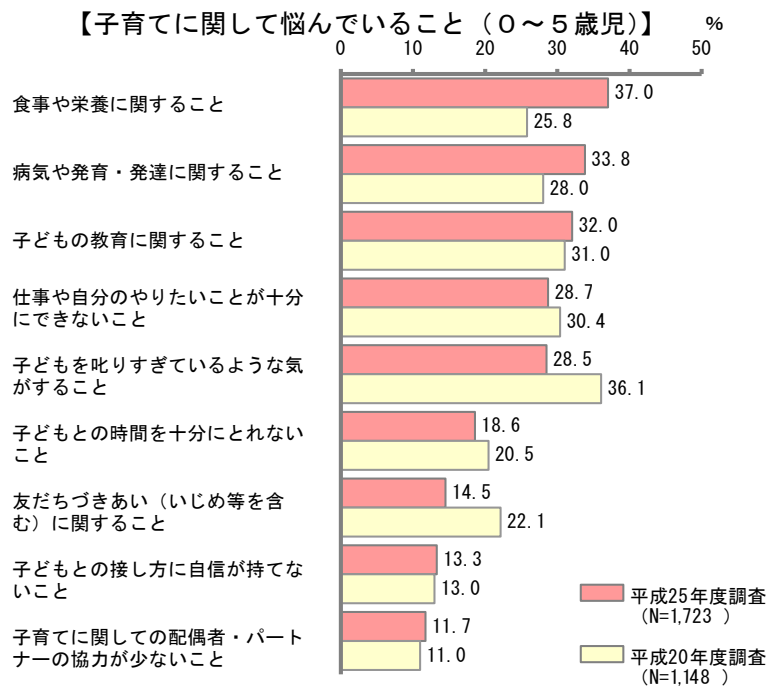
【本市における子育ての環境や支援への満足度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

- ・子育てに関して保護者が日常悩んでいることについて、子どもの発育や教育等に関する項目を除き、保護者の状況に関する項目をみると、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」等の割合が高くなっています。

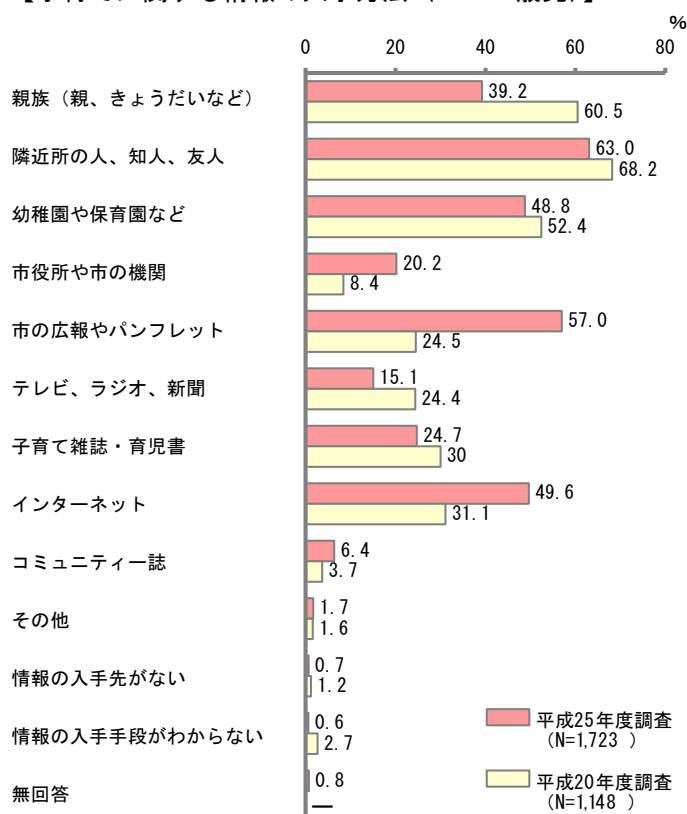
【子育てに関して悩んでいること（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

- ・子育てに関する情報の入手方法をみると、親族・知人等の割合が減少する一方で、幼稚園や保育所の割合が高いほか、「市の広報やパンフレット」、「インターネット」の割合が大幅に増加しています。

【子育てに関する情報の入手方法（０～５歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

○本市の子育て家庭を取り巻く環境として、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすという視点からも、子育て家庭が仕事と子育ての両立ができるように、また、子育てへの不安感や負担感を軽減させ、安心して子育てができるように、必要な支援を充実させる必要があります。

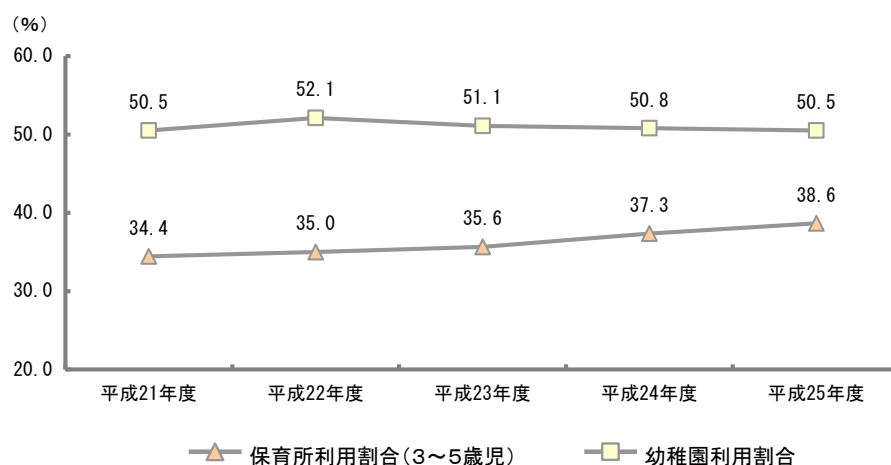
○また、並行して、父親も家庭・子育てに関わる機会が増えるような取り組みのほか、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境を醸成する必要があります。

○情報の入手方法に関連して、本市の子育て応援サイト「子育て@なら」を開設したほか、「なら子育て情報ブック」を作成・配布することで取り組みを充実させているが、子育てに関する悩みや不安の相談相手と情報の入手方法を組み合わせて、より効果的な情報の提供が必要です。

(2) 子ども

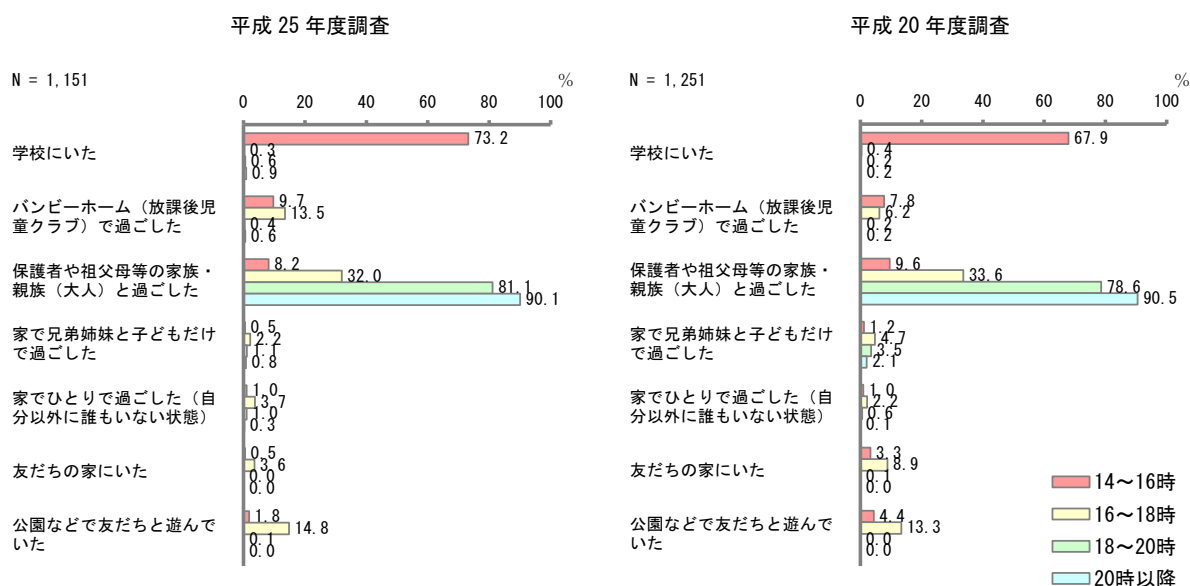
- 家族の状況の変化のほか、就学前児童について、教育・保育施設の利用状況を5年前と比較すると、年齢区分を問わず、幼稚園や保育所に通園している子どもの割合が増加しており、特に3～5歳児については、約90%となっています。保育所では待機児童を解消できていない状況ですが、ニーズに適った保育サービスを提供するための就園場所の確保だけでなく、今後は教育・保育の質の向上も同時に努める必要があります。

【保育所・幼稚園の利用割合の推移】



資料：庁内資料

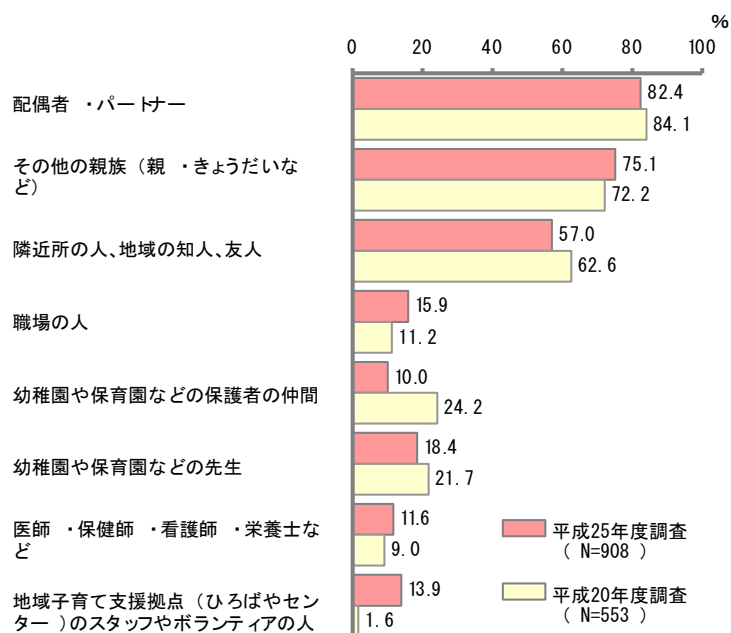
【放課後の過ごし方（小学生）】



(3) 地域

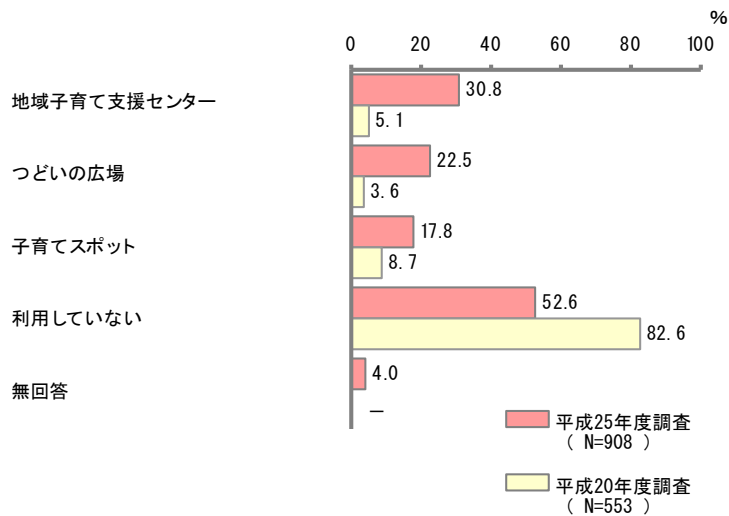
- ・子育てに関する悩みや不安の相談相手をみると、親族や知人等を除くと、幼稚園や保育所等の先生や仲間に相談している割合が高いが5年前と比較すると、特に0～2歳児の保護者では、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しています。

【子育てに関する悩みや不安の相談相手（0～2歳児）】



- ・子育てに関する悩みや不安の相談相手として、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しているように、子育てに関する相談対応、さらには親子の居場所づくりとしての取り組みを継続することが必要です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（0～2歳児）】



2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、個別施策の進捗管理に加え、個別施策を束ねた基本目標と計画全体について評価を行い、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとしています。

そこで、本計画の策定においては、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」に基づき、豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまちの実現に向け、「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきた様々な施策の、現状と課題について整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

【 主な事業の進捗管理 】

番号	項 目	平成21年3月	平成26年4月
1	■子育て広場を充実させました 公共施設等の地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が集って遊ぶことができるスペースの充実。	センター型 : 4 ひろば型 : 4 児童館型 : 0	センター型 : 7 ひろば型 : 11 児童館型 : 4
2	■病児・病後児保育を充実させました 子どもが病気や病気の回復期で、仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に専用施設で預かる「病児・病後児保育」の充実。	病児保育 : 0 病後児保育 : 1	病児保育 : 2 病後児保育 : 2
3	■認可保育所の定員を拡充させました 待機児童の解消に向けて、私立保育所の新增設を推進。	保育所数 : 44園(※) 保育所定員 : 5,825人	保育所数 : 46園 保育所定員 : 6,373人
4	■認定こども園の設置を進めました 県内初の認定こども園を平成21年度に設置。また、市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に統合・再編する取り組みを開始。	幼稚園型 : 1園 保育所型 : 0園	幼稚園型 : 4園 保育所型 : 1園
5	■バンビーホームの充実を進めました 各小学校区への設置と民間学童施設の増設等のほか、一部のホームにて19時までの延長保育を試行。	直営 : 42か所 民間 : 2か所	直営 : 46か所 民間 : 3か所
6	■子育て家庭の経済的支援を拡充させました 経済的支援の一環として、子どもの医療費助成の対象者を拡大。	＜子ども医療費助成＞ 平成23年8月から、子どもの医療費助成の対象を中学校修了前まで拡大しました。	
7	■子育てと仕事の両立に向けた取り組みも進めました 市内の事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるための取り組みを推進。	＜子育て支援企業の表彰＞ 平成23年度から、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「ならの子育てほっと企業」として表彰する制度を開始しました。	

※認可保育所については、平成21年度末をもって公立保育所が3園閉園。

(1) 子どもを安心して楽しく育てられるまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

子どもを安心して育て、子どもとのふれあいの中から、喜びと楽しさを感じられるよう、すべての子育て家庭が適切な支援を受けたり、子育てにかかる負担を軽減させるための取り組みを進めてきました。

通常保育事業の受入数の拡充や一時預かり事業、夜間保育事業、幼稚園における預かり保育事業などの子育て支援サービスの充実や相談体制の充実においては目標を達成した事業も多く、一定の成果が見られます。

しかし、保育所二歳ズの高まりにより依然として多数の待機児童が発生している状況であり、待機児童の解消を引き続き検討する必要があります。また、「ならの子育てほっと企業表彰」の応募数の少なさに見られるように、仕事と子育ての両立支援の充実に向けた企業・団体等との連携・協力は十分とは言えず、様々な企業・団体等と連携を深め、ワーク・ライフ・バランスが実践されるよう、働きかけを行っていく必要があります。

(2) 子どもがいきいきと心豊かに育つまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

子どもたちの豊かな感性や自主性を育むため、健康で基本的な生活習慣を身につける保育および教育を推進するとともに、遊びや多様な体験活動、仲間同士や世代間交流の人間関係などを通じた体験活動、学習活動の充実を図ってきました。

保育・教育環境の充実に関する事業において、目標を達成した事業が多く、子どもたちの豊かな人間性と「生きる力」を育む環境の充実は進んできていると言えます。

今後も、学校（園）教育の充実において、よりきめ細かい教育・指導の充実に向け、一層の人材の確保やその資質の向上などが求められます。また、いじめ、不登校、非行等の問題が深刻化する中、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、相談体制の充実が求められます。

(3) 地域で子どもや子育てを支援するまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、地域全体で子どもや子育てを支援するまちを目指し、子育てサークルへの支援や子育て支援アドバイザーの派遣などを通じて地域の子育て支援活動の充実に取り組んできました。

子育てサークルの支援に関係する取り組みや、学校の自己評価の実施においては目標を達成しており、地域ぐるみの子育て支援の充実や地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりは進んできていると言えます。

その一方で、「子ども安全の家」標旗配布事業は設置件数が伸び悩んでいる状況もうかがえます。地域ぐるみの子育て支援の更なる充実を図るため、関係機関及び子育て支援者等の交流や連携の強化が求められます。

(4) 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

乳幼児や保護者の様々な各ライフステージを通じた健康づくりを積極的に進めるとともに、家族がいつまでも健康で安全、快適に暮らせるよう、子ども・子育て家庭にやさしい生活環境の整備や、防犯、交通安全の確保などの取り組みを進めてきました。

健康づくりや健康教育に関連する事業の多くは目標を達成しており、健康づくりや母子保健、医療施策の充実が図られてきていると言えますが、今後も継続して医療体制の整備・充実に取り組んでいく必要があります。

3 子ども・子育て支援新制度で求められる対応

本市の子どもを取り巻く環境や、次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの取り組みを踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題の解決に向け、子どもにやさしい総合的なまちづくりを進めることを目的とした「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成２６年１２月議会提出）」を踏まえつつ、以下の視点で取り組みを進めていきます。

(1) 子どもの育ちの支援

本市の人口推移を見ると、世帯当たりの子どもの人数が減少しており、家庭の小規模化が進む中、就学前施設（認可保育所（園）・幼稚園）全体として、在籍児童の割合が増加しています。その中でも、3～5歳児の約9割が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍しており、待機児童も見られます。

保育ニーズの高まりへ対応するため、今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めます。

また、今後も、学校（園）教育の充実において、よりきめ細かい教育・指導の充実が求められるなか、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備を進めます。

さらに、障がいの種別を問わず発達に支援が必要な子どもやその保護者に対しては、関係機関と連携し、必要な支援を適時に継続して提供できる体制を強化します。

(2) 子育て家庭の支援

子育てについて不安感を持つ保護者への相談体制の充実が必要とされている中、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、子育てに関する情報提供及び相談業務の充実や親子の居場所づくりとしての取り組みを継続していきます。

児童虐待や子どものいじめ問題等については、保育所・幼稚園・学校のほか、行政や専門機関、家庭・地域社会・企業等が連携して対応することが必要であり、引き続き組織的な取り組みを強化します。

(3) 地域ぐるみでの子育て環境づくり

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といったことが問題視される中、子育てに関する悩みや不安の相談相手として、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加していることを踏まえ、子育てに関する相談対応、さらには親子の居場所づくりとしての取り組みを継続していきます。

また、子育て期における就労中の母親が増加していることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境の醸成に努めます。

さらに、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、全市的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していくことが必要です。子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、安全・安心に外出できる環境づくりに努めていきます。

1 計画の愛称

本市が「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向を示した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出）」が目指す「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいいます。

この条例に基づく取り組みと事業計画との整合性を図るため、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードに、本計画の愛称を『奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン』とします。

2 計画の基本理念

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として保護者が担うべき重要な役割であるという考え方を基本とし、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来を築く社会の担い手となると考えます。

本計画では、奈良市次世代育成支援行動計画の基本理念「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」の考えを継承するとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」の方向性や本市の目指す将来像を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

**「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を
持って成長することができるまち なら」**

3 計画の基本方針

本計画では、基本理念を受けて、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」という3つの視点から、子どもにやさしいまちづくりのために、次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開することを目指します。

(1) 子どもがいいきいきと心豊かに育つまちづくり【子ども】 ●●●●●●

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり【子育て家庭】 ●●●

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり【地域や社会】 ●●●

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

参 考

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の概要

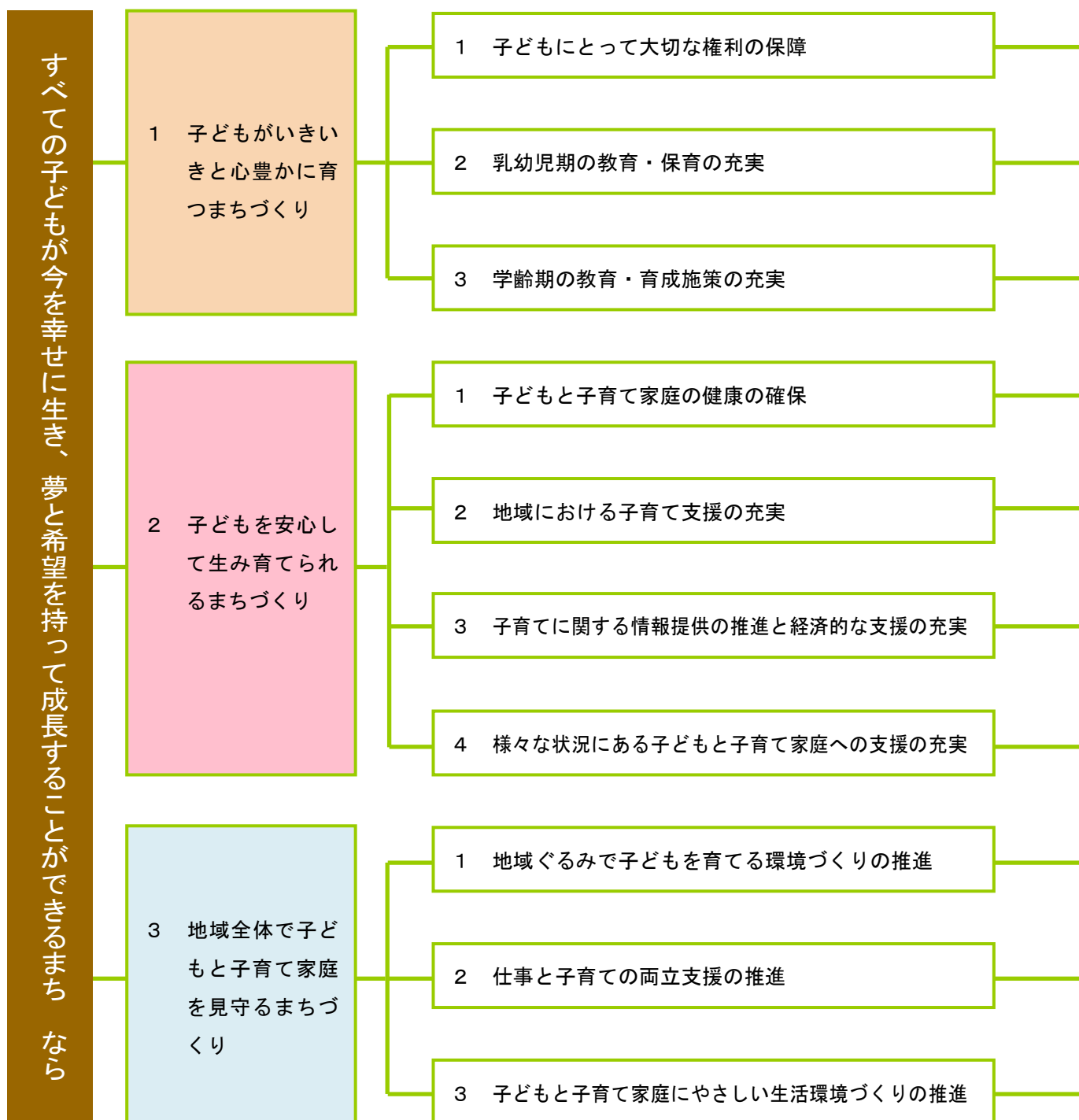
「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
(案：平成26年12月議会提出予定)」の概
要については、議会にて可決後、その概要を
記載します。

1 施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【基本目標】



【施策の方向性】

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

- ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
- ② 子どもの居場所や体験活動の充実
- ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

- ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実
- ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
- ③ 小児医療体制等の充実

- ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
- ② 多様な子育て支援サービスの充実

- ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

- ① ひとり親家庭への支援の充実
- ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実
- ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

- ① 地域の子育て支援活動の充実
- ② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して外出できる環境づくりの推進

2 各施策の現状と課題、方向性

基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの権利が尊重されることが大切です。子どもの最善の利益を考え、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり、又は若者が帰ってきたくなるまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくための支援に、地域社会全体で取り組むことが求められます。

施策の方向性

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

国や県、関係機関と連携し、保護者や地域住民、子どもの育ちや学びに関わる人がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を効果的・効率的に実施できる体制づくりを進めます。

主な取り組み

○ 子ども会議の設置

内容
子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

(2) 乳幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

近年、女性の就業率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、保育におけるニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

また、ニーズ調査からは、就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、認定こども園や、幼稚園・保育所が核となり、子どもが健やかに成長できるように家庭や地域と連携を深め、子育て家庭をサポートしていくことが求められます。

施策の方向性

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

就学前児童の子どもの自立と協同の態度を育むことを目的とし、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

主な取り組み

○ 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

内容
待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

○ 認定こども園の設置

内容
「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」のもと、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園」として、子ども・子育て関連3法に基づく、幼保連携型認定こども園の設置を進めます。

○ 教育・保育の質の向上に向けた取組

内容
多様な教育・保育ニーズや地域の子育て支援等に対応するため、認定こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に、園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

(3) 学齢期の教育・育成施策の充実

現状と課題

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるためには、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成することが求められます。

また、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、今後も引き続き相談体制を維持するとともに、相談者の心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

施策の方向性

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

② 子どもの居場所や体験活動の充実

地域において子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流を行う場を設けることにより、子どもの育成活動を推進します。

③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

また、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、心身の健やかな成長を支援していきます。

主な取り組み

○ 放課後児童健全育成事業

内容
保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、バンビーホーム内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

○ 放課後子ども教室推進事業

内容
放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

○ 児童館事業の充実

内容
身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。

○ 生徒の相談体制の充実

内容
青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

■ 基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
1	認定区分ごとの定員数	人		
2	市立認定こども園の設置数	園		

(1) 子どもと子育て家庭の健康の確保

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、保護者の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安の軽減を目指すとともに、乳幼児健康診査や相談等の母子保健施策等の充実を図る必要があります。

施策の方向性

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携しながら、健康診査等の母子保健事業を妊娠期から継続して支援します。

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

子どもの健やかな成長発達を支援するため、子育て家庭が安心して楽しく育児ができるよう相談や交流ができる場を提供するとともに、健康に関する情報発信を図ります。

③ 小児医療体制等の充実

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

主な取り組み

○ 妊婦健康診査事業

内容
妊娠中の女性と胎児の健康保持並びに異常の早期発見のために実施する妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。

○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

内容
生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

○ 妊産婦・乳幼児の健康相談（巡回相談・おやこプチ講座）

内容
安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。

○ 医療体制の充実

内容
妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消を目指し、救急医療体制の整備充実を図ります。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

ニーズ調査においては、子育て支援センターをはじめとした子育て支援事業の認知度が高く、利用希望も高いことから、子育て支援事業の充実が求められており、子育てをしているすべての人が利用できるよう、その機能の強化を図る必要があります。

施策の方向性

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育のほか、一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。

主な取り組み

○ 地域子育て支援拠点事業

内容
主として乳幼児（０～３歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。

○ 一時預かり事業、幼稚園の預かり保育

内容
保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。 また、幼稚園においても、在園児に対して教育時間終了後にも保育を実施することにより、保護者の子育てを支援します。

○ 時間外保育事業

内容
保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

○ 病児・病後児保育事業

内容
児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

内容
緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を1週間を限度として預かり、養育・保護を行います（ショートステイ）。 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います（トワイライトステイ）。

○ 地域に開かれた幼稚園・保育所づくり

内容
認定こども園や幼稚園では、地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎の開放や未就園児の親子登園を実施しています。また、保育所においても、在園児以外（0～3歳児）の親子を対象に遊び方を教えたり、在園児との交流を行うとともに、子育てについての相談にも対応しています。

(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 ●●●●●●●●

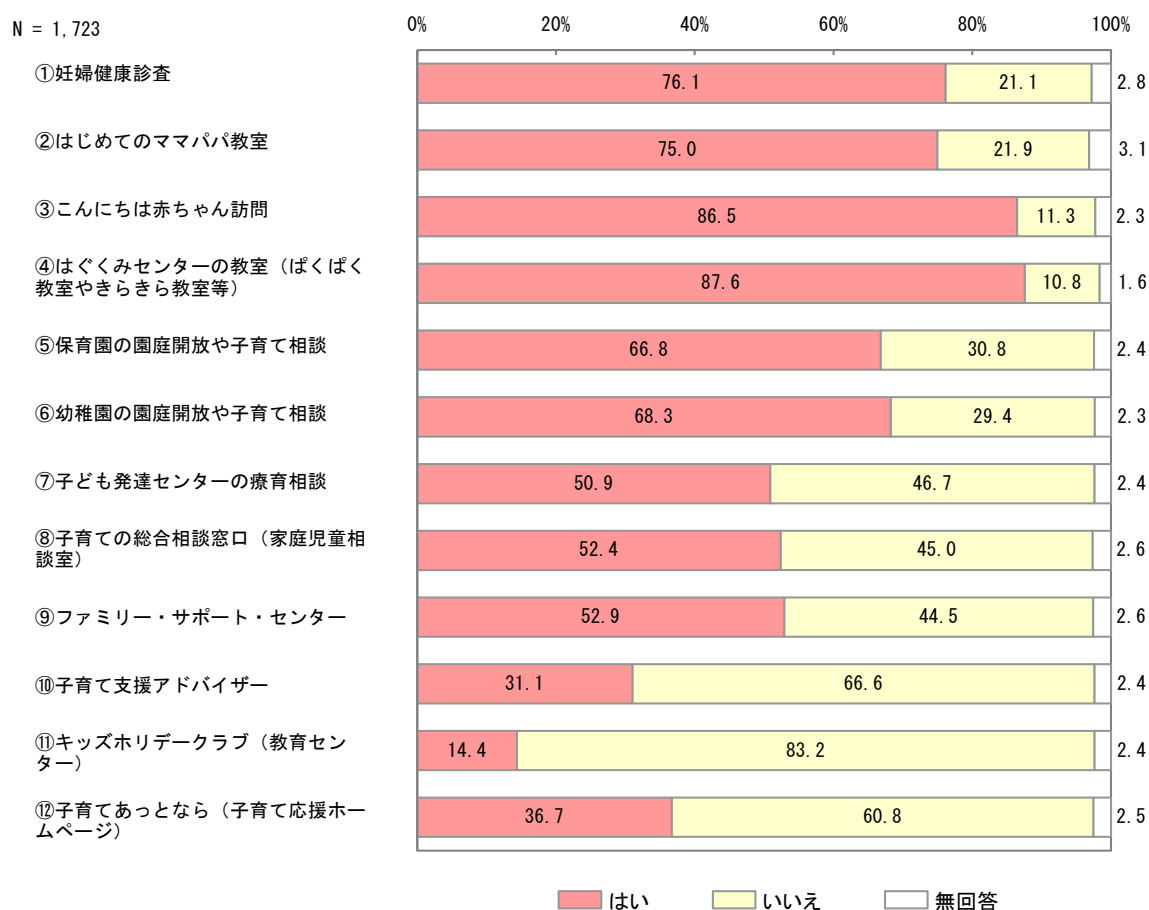
現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市では、子育てを支援する様々な事業や取り組みを行っていますが、ニーズ調査では、事業によっては市民に十分知られていないものもあります。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していくため、必要な支援を適切に受けることができるように事業の周知などの情報提供の充実や相談体制の充実が求められています。

【本市で実施している事業や取り組みの認知度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

施策の方向性

① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する支援を充実します。

主な取り組み

○ 利用者支援事業

内容
子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

○ 子育て世代支援PR事業

内容
本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育て応援サイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「子育て情報ブック」を作成・配布します。

○ 子ども医療費助成

内容
健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険医療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します（中学生は入院のみの助成で、入院時の食事療養費は除きます）。

○ 就学援助

内容
小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。

(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

少子高齢化や単身化がさらに進行し、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、多くの不安やストレスを抱えている子育て家庭も多く、子どもを虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

その他、近年、保育所・幼稚園・学校において発達障がいやその境界域の子どもたちが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。

施策の方向性

① ひとり親家庭への支援の充実

今後においても、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題への相談支援をはじめ、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

障がい児や発達に関して支援を要する児童に乳幼児期からの継続的な支援を行うとともに、障がいのある子どもをもつ子育て家庭の多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

被虐待児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業等を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関のより一層の強化により、虐待から子どもを守る取り組みを充実します。

主な取り組み

○ 母子家庭等自立支援プログラム策定事業

内容
児童扶養手当の受給者を対象に、プログラム策定員が個々の状況や要望に応じて、就職までの自立支援プログラムを作成し、ハローワークや福祉事務所と協力して3ヶ月以内の就業を支援します。

○ 子ども発達支援事業

内容
子ども発達センターにおいて、発達障がいや言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者を対象に、「療育相談室」及び児童福祉法に規定された「児童発達支援」を実施しています。

○ 被虐待児童対策地域協議会の設置・活用

内容
児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。

○ 養育支援訪問事業

内容
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。

■ 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
1	利用者支援事業	箇所		
2	乳児家庭全戸訪問事業の面接率	%		

(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 ●●●●●●●●●●

現状と課題

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいななど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市ではこれまで、育児の孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるため、地域子育て支援拠点事業の充実だけではなく、子育てサークルなどの支援にも取り組んできました。

ニーズ調査によると、子育てに関して、多くの保護者が不安や負担を感じていることがわかります。その内容をみると、子どもの教育や友だちづきあい、しつけなどに関する項目が高くなっており、子育ての孤立化がうかがえます。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

施策の方向性

① 地域の子育て支援活動の充実

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの安全を守るため、交通安全対策や防犯体制を整備し、安全・安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

主な取り組み

○ ファミリー・サポート・センター事業

内容
子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行います。制度の周知を図り、援助会員の増員を目指すとともに、講習会・スキルアップ講座の実施回数を見直し、会員の資質の向上を図ります。

○ 子育てサークルの援助

内容
地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することで、主として未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化を防止することを通して、子育て支援を行います。

○ 子育て支援アドバイザー

内容
地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。

○ 交通安全教室の開催

内容
学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールを映画・ビデオ・人形劇でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために交通安全教室を開催します。

（２）仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

二一調査では、育児休業を取得していない人は約5割で、その理由は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といった様々な課題があります。

施策の方向性

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

主な取り組み

○ 男女共同の子育ての推進

内容
男性の家庭参画セミナーなどを通じて、男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家庭への参画が少なかった男性が積極的にに関わり、ともに子育てを担う地域づくりを進めます。

○ 仕事と生活の調和推進事業

内容
事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善等、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めています。また、幼い子どもを連れてもしっかりして自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化を進めてきました。今後も、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

また、子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。特に、子どもを事故から守り、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

施策の方向性

① 安心して外出できる環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。

主な取り組み

○ バリアフリー化の推進

内容
より子育てしやすいまちをめざして、道路、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めています。

○ 公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

内容
市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

■ 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
1	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件		

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされており、本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

この提供区域は、小学校や中学校の校区とは異なり、提供区域外の各施設や事業の利用を制限するものではありません。

(1) 教育・保育における提供区域

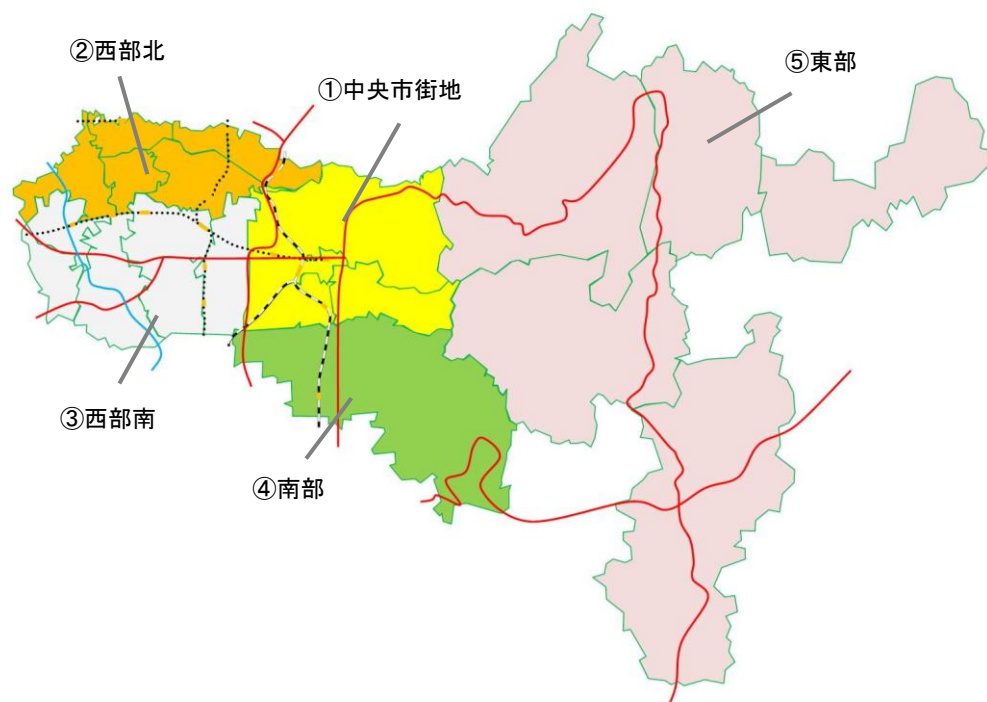
本市では、市政運営の根幹となるまちづくりの基本指針を示している「奈良市第4次総合計画」において、地域別土地利用の考え方として7つのゾーンを設定しています。

しかし、各ゾーンにおける児童数の動向のほか、教育・保育施設の配置状況や利用実態に注目した場合、幼稚園もしくは保育所が存在していないゾーンや実際の利用実態等にそぐわないゾーンもあることから、需給計画を検討するうえでミスマッチが生じることになり、市全域で統一的な提供体制を確保することが困難になると考えられます。

そこで、本計画における提供区域の設定に当たっては、「奈良市第4次総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで22の中学校区を基本単位として、児童数の動向のほか、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映するとともに、可能な限り提供区域内で需給調整を検討することを目的として、隣接する中学校区を組み合わせることにより、次に記載する5つの教育・保育提供区域を設定するものとします。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものではありません。

【本計画における教育・保育提供区域（5区域）】



区域	区域名	構成する中学校区	（参考）奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央市街地	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、平城西、二名、平城 登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡 富雄第三	西北部ゾーン
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、柳生、興東、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域 ●●●●●●●●●●

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

- ・ 時間外保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業

② 市全域を1つの提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の9事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を1つの提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

- ・ 利用者支援事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（就学後）
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体の参入促進事業

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

【提供区域】

5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

今後の方向性については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

【平成27年度】

		平成27年度			
		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要
			教育希望 が強い	左記以外	
(参考) 児童数推計		8,399			5,350
ニーズ量の見込み		4,366	570	3,047	2,133
保育希望率		—		36.3%	39.9%
提供量（確保方策）					
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）				
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				
認可外保育施設					
提供量合計					
過不足分（提供量－ニーズ量）					

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
3 歳以上 教育希望		3 歳以上保育必要		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要	
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		8, 297		5, 246	2, 515	
ニーズ量の見込み		4, 311	561	3, 011	2, 140	620
保育希望率		—		36. 3%	40. 8%	24. 7%
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）					
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない					
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育					
認可外保育施設						
提供量合計						
過不足分（提供量－ニーズ量）						

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
				教育希望 が強い	左記以外		
(参考) 児童数推計		8,163			5,212	2,476	
ニーズ量の見込み		4,241	551	2,961	2,162	621	
保育希望率		—		36.3%	41.5%	25.1%	
提供量（確保方策）							
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）						
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育						
認可外保育施設							
提供量合計							
過不足分（提供量－ニーズ量）							

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		8,068		5,132	2,448	
ニーズ量の見込み		4,193	547	2,929	2,128	613
保育希望率		—		36.3%	41.5%	25.0%
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）					
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない					
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育					
認可外保育施設						
提供量合計						
過不足分（提供量－ニーズ量）						

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
3 歳以上 教育希望		3 歳以上保育必要		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要	
		教育希望 が強い	左記以外			
(参考) 児童数推計		7,925			5,062	2,397
ニーズ量の見込み		4,118	535	2,877	2,100	600
保育希望率		—		36.3%	41.5%	25.0%
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）					
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない					
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育					
認可外保育施設						
提供量合計						
過不足分（提供量－ニーズ量）						

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

利用者支援事業は、地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されており、まずは市役所において開始することとし、地域子育て支援拠点での実施に向けた環境整備を27年度以降開始することを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	2	2	2
②確保方策	1	1	2	2	2

(2) 時間外保育事業

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

時間外保育事業については、定員は設定されていない。民間保育所において引き続き取り組んでいただくほか、公立保育所や現在設置を進めている認定こども園においても本格実施できるように取り組むことで、量の見込みを確保していくことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467
②確保方策	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467

[illegible]

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業については、本市では既にほぼすべての小学校区に設置しているほか、小学校6年生までを対象としています。

量の見込みに対する確保方策については、小学校の余裕教室の活用等も視野に入れながら、バンビーホーム施設の老朽度及び子どもに対する施設の狭さによって優先順位をつけて、計画的に整備を進めていくことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

单位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	2, 223	2, 284	2, 345	2, 406	2, 465
	高学年	716	735	755	775	794
	合計	2, 939	3, 019	3, 100	3, 181	3, 259
②確保方策		2, 939	3, 019	3, 100	3, 181	3, 259

[illegible]

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現在市内には対象施設はなく、今後も他市の指定施設により量の見込みに対応していくことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

單位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300

[illegible]

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については、面接率（平成25年度：98.3%）を維持できるよう、継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

单位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397
②確保方策	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397

● ●

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業については、今後も、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の後に、養育に関する相談・助言が必要な家庭に対して、家庭訪問を継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

单位：家庭数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40

[illegible]

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、国が定める事業のほかに本市では「子育てスポット」という事業も実施することにより、概ねすべての中学校区で取り組んでいるところです。就学前の親子の居場所としては、この事業だけではなく、認定こども園における子育て支援（未就園児保育等）も認定こども園の設置と併せて進めていることから、トータルで考えたうえで内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

單位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	138, 255	150, 910	163, 715	176, 422	189, 171
②確保方策	138, 255	150, 910	163, 715	176, 422	189, 171

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）については、私立幼稚園全園のほか、市立認定こども園及び一部の市立幼稚園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

单位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定	60,311	59,578	58,616	57,934	56,907
	2号認定	18,555	18,330	18,034	17,824	17,508
	合計	78,866	77,908	76,650	75,758	74,415
②確保方策		78,866	77,908	76,650	75,758	74,415

②その他の一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（就学前）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

その他の一時預かり事業については、認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりにより、確保を図っていくこととします。また、就学前の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

單位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		14,367	15,924	17,489	19,055	20,607
②確保方策	一時預かり事業（その他）	11,430	13,032	14,634	16,236	17,836
	子育て援助活動支援事業等	2,937	2,892	2,855	2,819	2,771
	合計	14,367	15,924	17,489	19,055	20,607

(9) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

病児・病後児保育事業については、稼働率を向上させ、既存の病児保育施設2箇所及び病後児保育施設2箇所により確保することを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

單位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	896	1,038	1,180	1,322	1,463
②確保方策	896	1,038	1,180	1,322	1,463

(10) 子育て援助活動支援事業（就学後） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

小学校就学後の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

單位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4, 115	4, 107	4, 049	4, 025	3, 993
②確保方策	4, 115	4, 107	4, 049	4, 025	3, 993

1 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには、市民や関係機関等も、子ども・子育て支援の重要性を共有した上で取り組みを進める必要があります。

そのため、本計画について、関係機関等への配布や設置、または概要版の配布やホームページ等での情報提供のほか、子育てに関連するイベントや講座等を利用するなど、より効果的な計画内容の広報・啓発に努めます。

2 市民や関係機関等との連携

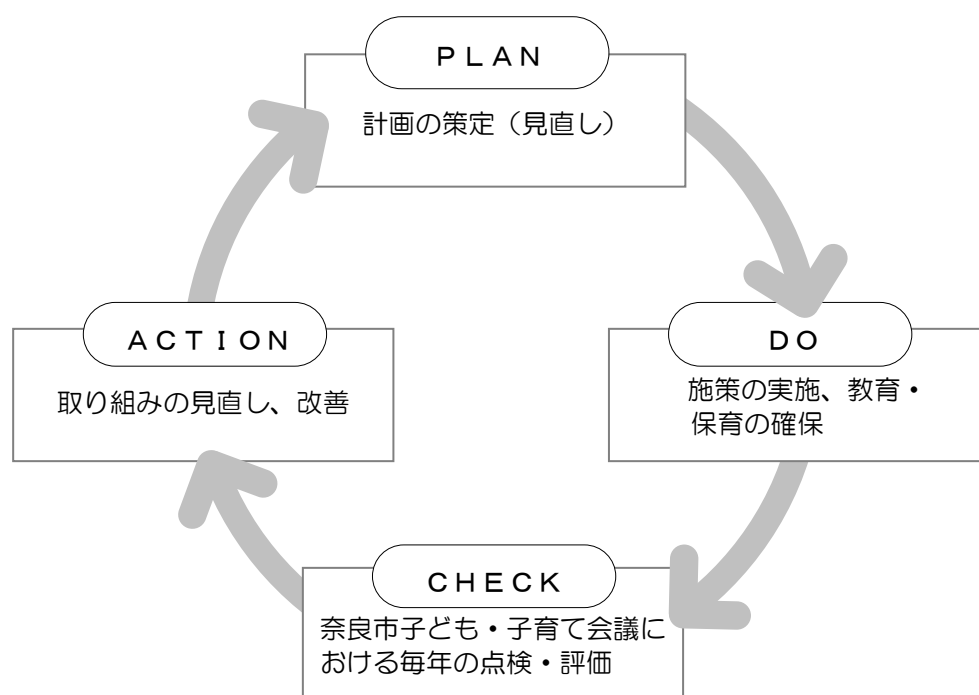
「子どもにやさしいまち」の実現に当たっては、行政の取り組みだけではなく、例えば、子育て中の保護者や子どもからも意見を聴きながら計画を進めていく等、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告することとなります。この「奈良市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係機関の代表だけではなく、市民からの公募や教育・保育施設を利用する保護者のほか、企業の代表等で組織されており、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。また、本計画の進行管理については、ホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。



※PDCAサイクル
P = PLAN
(プラン) …具体的な施策など
D = DO
(ドゥ) …実行
C = CHECK
(チェック) …点検・評価
A = ACTION
(アクション) …見直し

資料1 事業計画の策定体制と経過

- 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要
- 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施

資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 子ども・子育てに関する統計資料等
- 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）

資料3 提供区域ごとの量の見込みと提供体制

資料4 事業計画に関する条例・事業一覧等

- 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）
- 2 奈良市子ども・子育て会議条例
- 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領
- 4 進捗管理事業一覧

事業計画の策定体制と経過

1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要

本計画の策定に当たっては、学識経験者や教育・保育施設の運営者、子育て支援事業の関係者のほか、市民等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」において審議を行い、本計画の方向性や施策体系、量の見込み等について、ご意見をいただきました。

また、本計画の施策体系や量の見込み等について、より具体的な審議を行うため、「奈良市子ども・子育て会議」の下部組織として「奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会」を設置し、検討を進めました。

(1) 奈良市子ども・子育て会議

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 5 月 30 日	・ 事業計画策定部会の設置について ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 奈良市の現状等について
第2回	平成 25 年 8 月 30 日	・ 子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について ・ 部会の審議報告と奈良市版ニーズ調査票について
第3回	平成 25 年 12 月 19 日	・ 子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について ・ 部会の審議報告について ・ ニーズ調査中間報告について
第4回	平成 26 年 2 月 26 日	・ 部会の審議報告について ・ ニーズ調査結果報告書（案）について
第5回	平成 26 年 5 月 28 日	・ 部会の審議報告について
第6回	平成 26 年 7 月 14 日	・ 部会の審議報告について
第7回	平成 26 年 11 月 6 日	・ 部会の審議報告について ・ 子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について

(2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会 ●●●●●●●●●●

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 8 月 9 日	・ ニーズ調査項目の設計等について
第2回	平成 25 年 10 月 4 日	・ ニーズ調査実施の報告について ・ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について ・ 子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第3回	平成 26 年 1 月 31 日	・ 子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第4回	平成 26 年 4 月 24 日	・ 教育・保育の提供区域の設定について ・ 量の見込みの算出について
第5回	平成 26 年 6 月 26 日	・ 量の見込みの算出について ・ 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第6回	平成 26 年 8 月 8 日	・ 教育・保育の量の見込みと確保方策について ・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
第7回	平成 26 年 10 月 2 日	・ 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第8回	平成 26 年 10 月 22 日	・ 奈良市子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(1) 奈良市子ども・子育て会議

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡田 和大	奈良市PTA連合会 会長	
3	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	北岡 光代	公募委員	
6	栗本 恭子	公募委員	
7	杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	竹村 健	奈良市自治連合会	
9	西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
10	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	横尾 典男	株式会社平井真美館 総務課長	
14	和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

平成26年7月14日 現在

(2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会 ●●●●●●●●●●

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	北岡 光代	公募委員	
4	栗本 恭子	公募委員	
5	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成26年4月24日 現在

3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施

(1) 奈良市子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

市内の就学前児童（0～5歳）の保護者から 3,000 人、小学生（1～6年生）の保護者から 2,000 人、合計 5,000 人を無作為に抽出しました。

② 調査期間・方法

平成 25 年 9 月 27 日から平成 25 年 10 月 17 日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

③ 回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
0 ～ 2 歳 児	1,500 通	908 通	60.5%
3 ～ 5 歳 児	1,500 通	815 通	54.3%
小 学 生	2,000 通	1,151 通	57.6%

(2) パブリックコメントの実施

1 子ども・子育てに関する統計資料等

(1) 少子化の進行

① 人口・年齢3区分別の人口

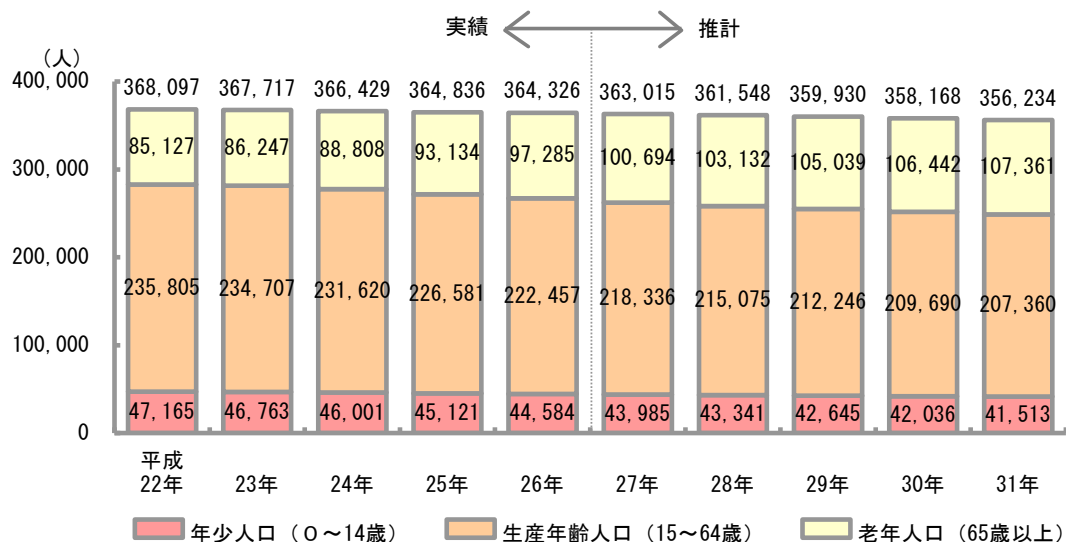
ア 人口の推移

本市の人口は、平成22年の368,097人以降徐々に減少しており、平成26年には364,326人となっています。

人口を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分でみると、年少人口は減少傾向が続いており、平成26年には44,584人となっています。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成26年には97,285人となっています。人口推計でも、年少人口の減少、老年人口の増加は続く予想されています。

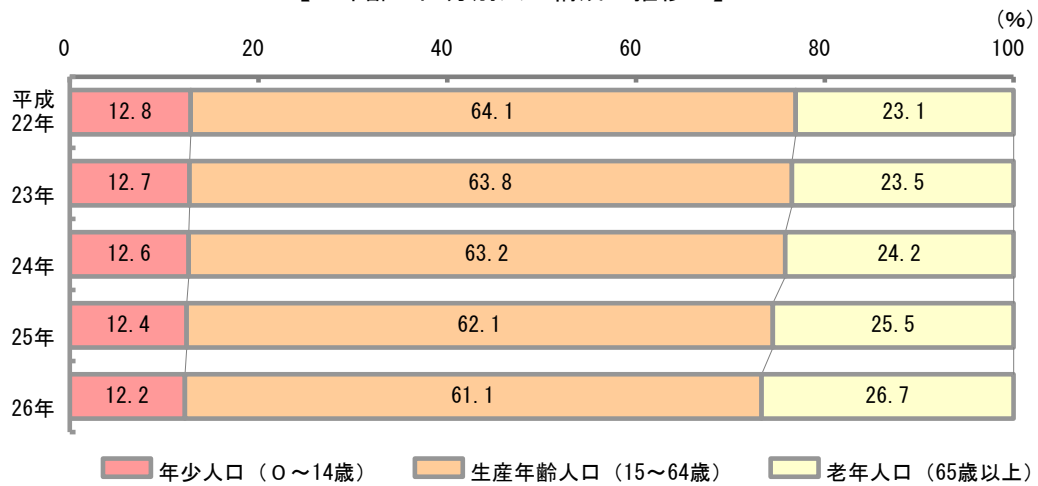
年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成22年では全体に対し12.8%でしたが、平成26年には12.2%に減少しています。それに対し、老年人口は平成22年では総人口の23.1%であったのが、平成26年には26.7%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

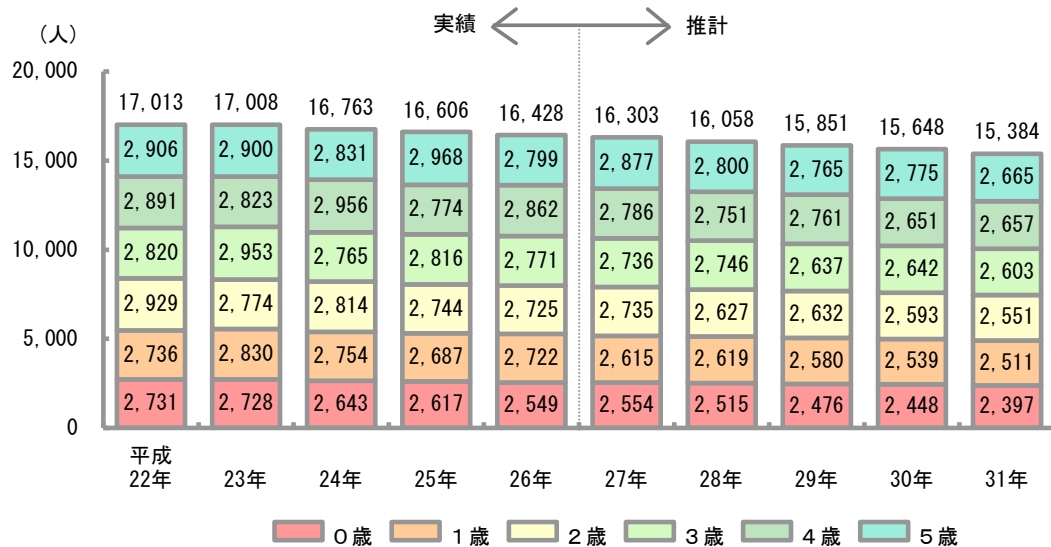
【 年齢3区分別人口構成の推移 】



② 子どもの人口

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成26年では16,428人と、平成22年からの4年間で約600人減少していることから、少子化の進行がうかがえます。

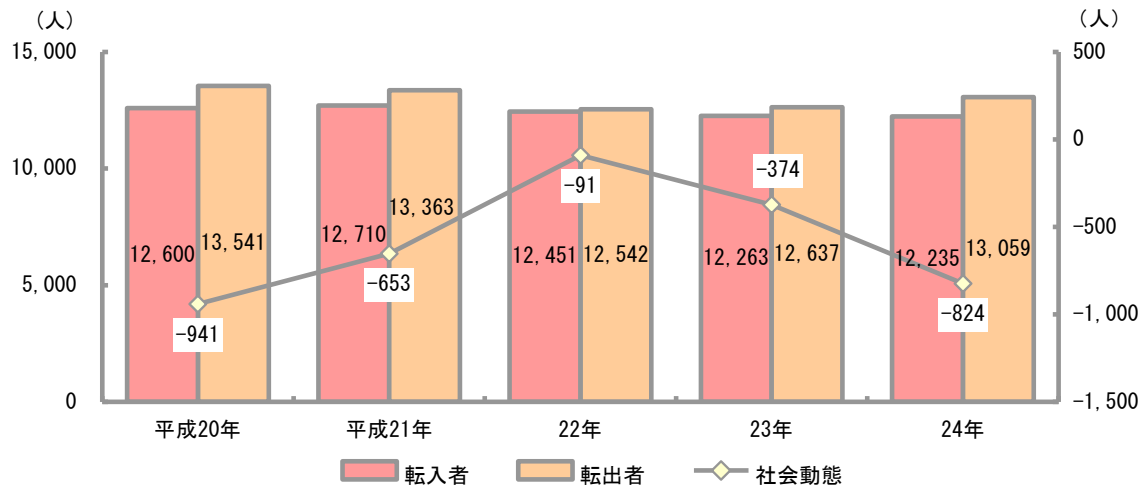
【 年齢別就学前児童数の推移 】



③ 社会動態

本市の社会動態をみると、平成 20 年以降、社会減（転出数が転入数を上回る状態）が続いており、平成 24 年では 800 人以上の減少がみられます。

【 社会動態の推移 】



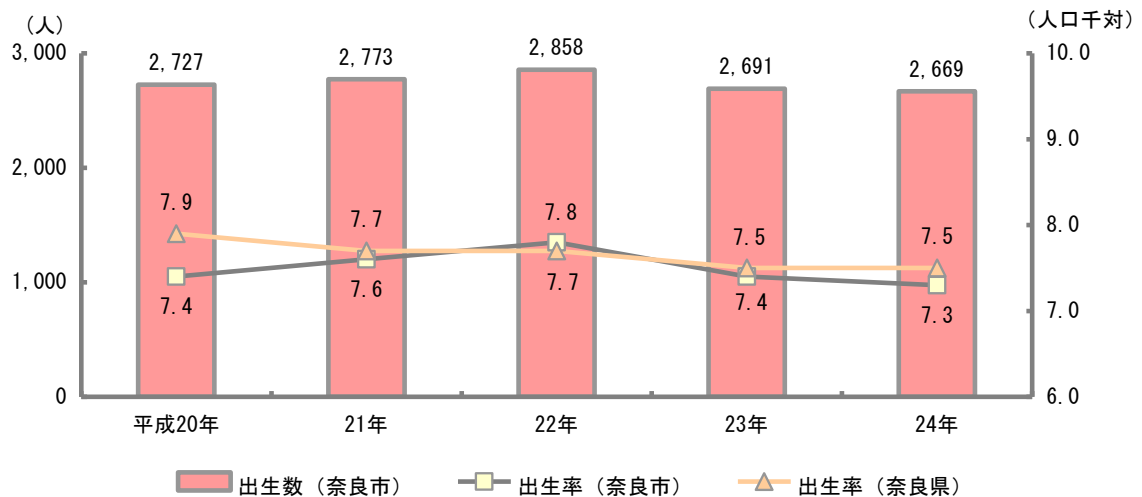
資料：市民課、奈良市保健所保健総務課

(2) 出生の動向

① 出生数

本市の出生数は、平成 20 年に減少し、その後増加したものの、平成 23 年に再度減少しています。同様に、出生率も増減を繰り返しています。奈良県の出生率と比較すると、平成 22 年を除き、県よりも低くなっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



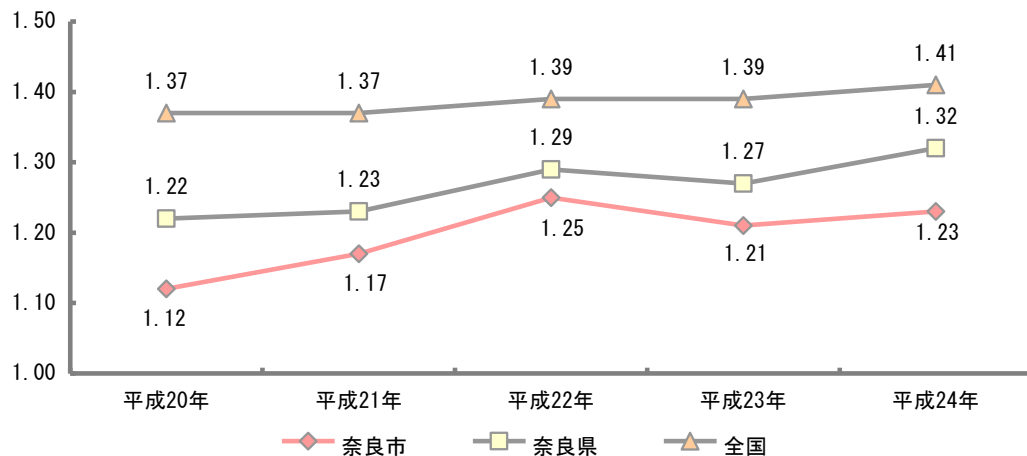
資料：奈良市保健所事業概況

② 合計特殊出生率※

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返し、平成 20 年から平成 22 年にかけて上昇し、平成 23 年に減少した後、平成 24 年に若干増加し、1.23 となっています。

また、奈良県及び全国と比較すると、本市の合計特殊出生率は奈良県・全国平均を下回って推移しており、平成 22 年以降は県・国との差も大きくなる傾向がみられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：奈良市保健所事業概況

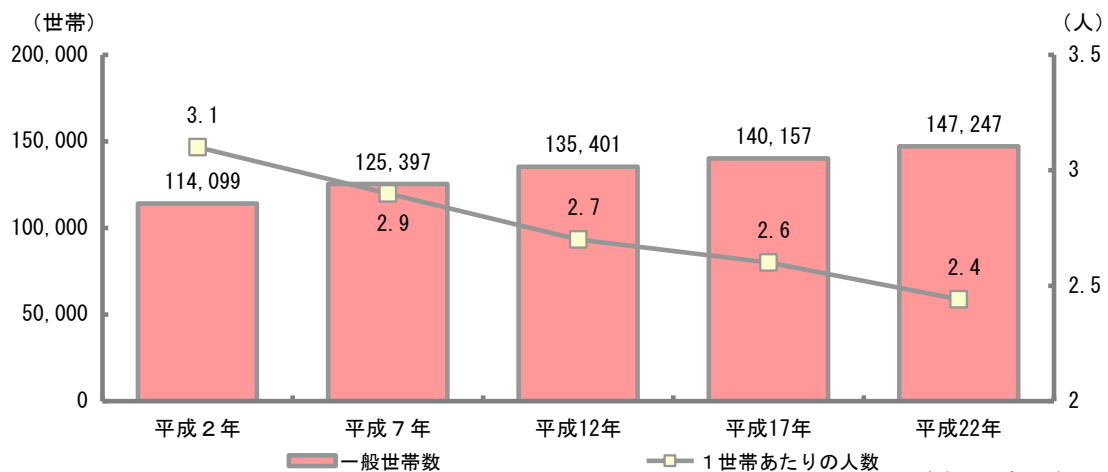
※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

(3) 世帯の動向

① 一般世帯数・一世帯あたりの人数

本市の一般世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成 22 年には 147,247 世帯と、平成 2 年から 33,148 世帯増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成 22 年には 2.4 人となっています。

【 一般世帯数・一世帯あたり人数の推移 】



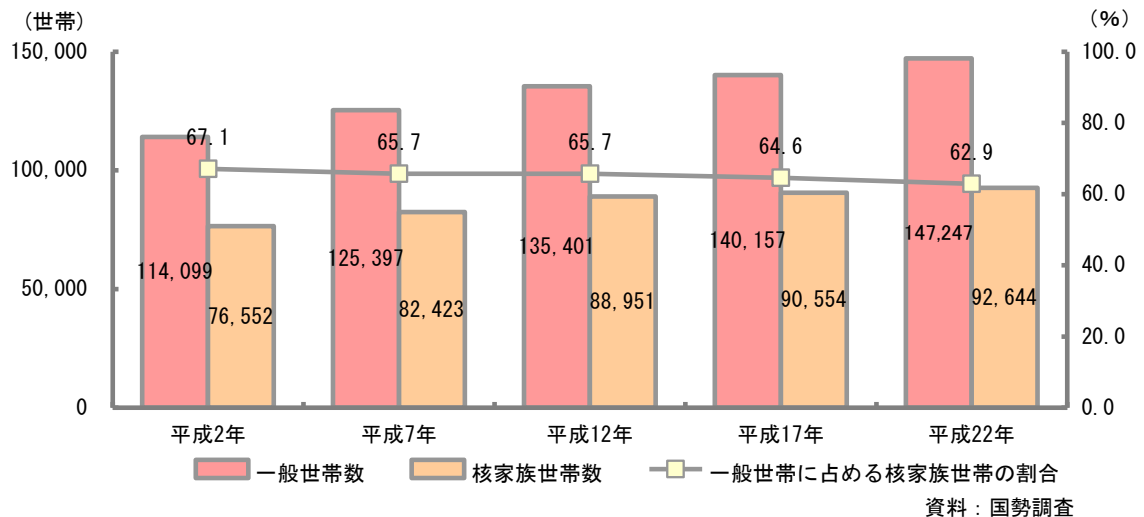
資料：国勢調査

② 核家族世帯の動向

ア 核家族世帯数等の推移

平成2年から平成22年の20年間で、一般世帯数は約1.3倍に増加しています。また、核家族世帯数も20年間で約1.2倍となっています。もっとも、核家族世帯が一般世帯に占める割合は減少傾向がみられます。

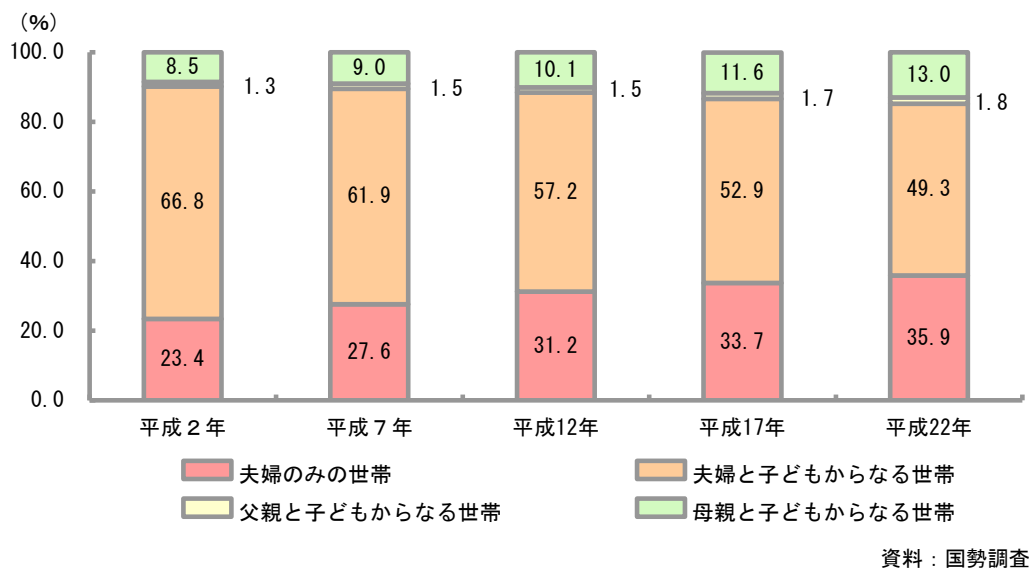
【 核家族世帯数の推移 】



イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成2年以降、子どものいる世帯（夫婦のみの世帯を除く核家族世帯）の割合は減少しており、平成2年からの20年で12.5ポイント減少しています。もっとも、母親と子どもからなる世帯では増加傾向がみられます。

【 核家族世帯の内訳 】



(4) 働く女性の状況

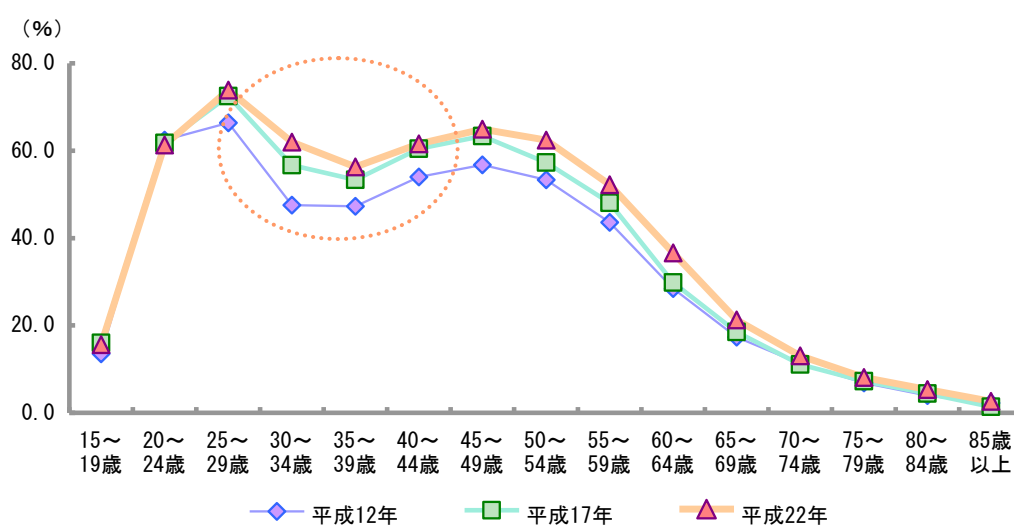
① 年齢別女性の労働力

ア 年齢階級別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、25歳以降の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

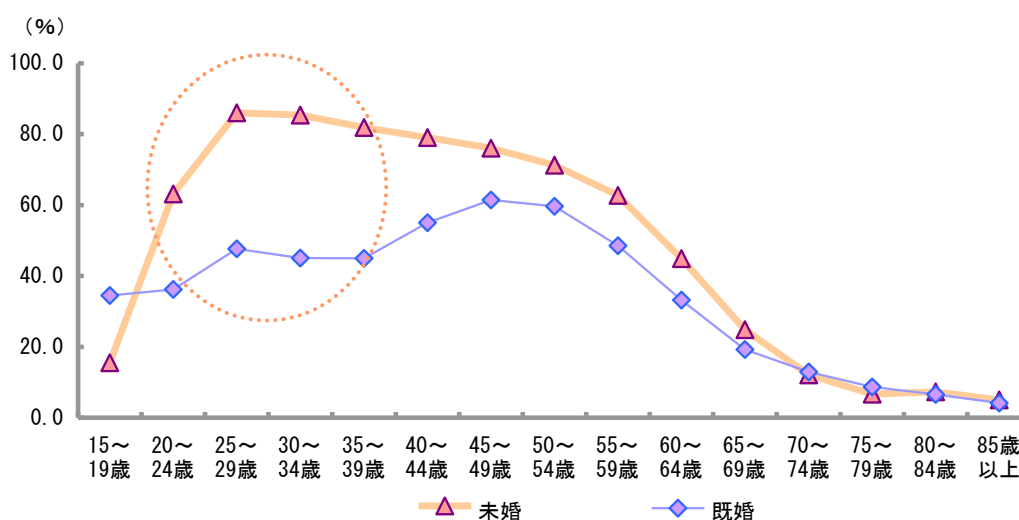
未婚・既婚別でみると、20代から30代においては、未婚に比べ既婚の労働力率が低くなっており、特に25～39歳で約40ポイントの差がみられます。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

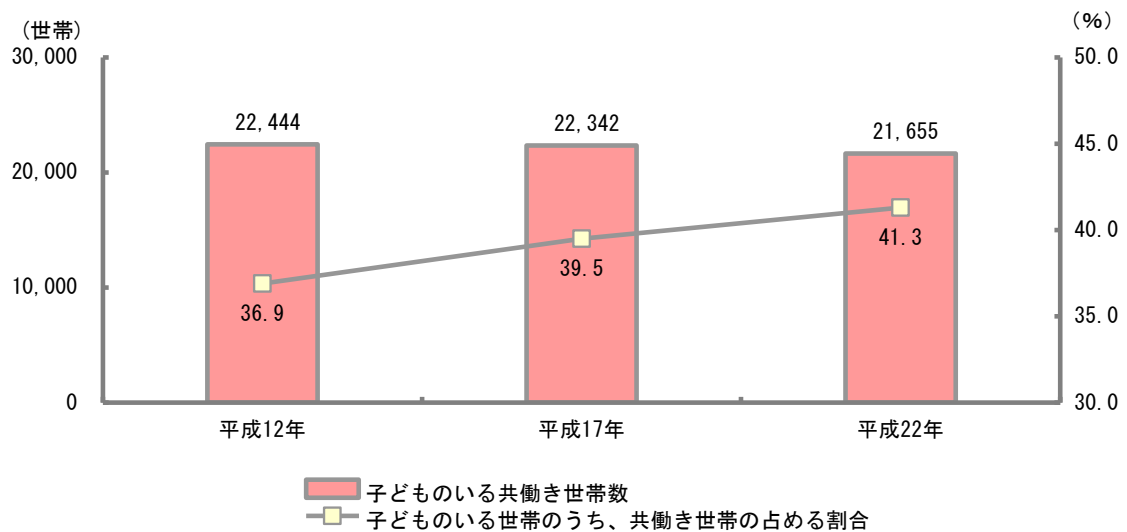


資料：国勢調査

イ 共働き世帯の状況

子どものいる共働き世帯数をみると、大きな変動はなく、約 22,000 世帯で推移しています。しかし、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加しており、平成 12 年から 22 年の 10 年間で 4.4 ポイント増加しています。

【 共働き世帯の状況 】



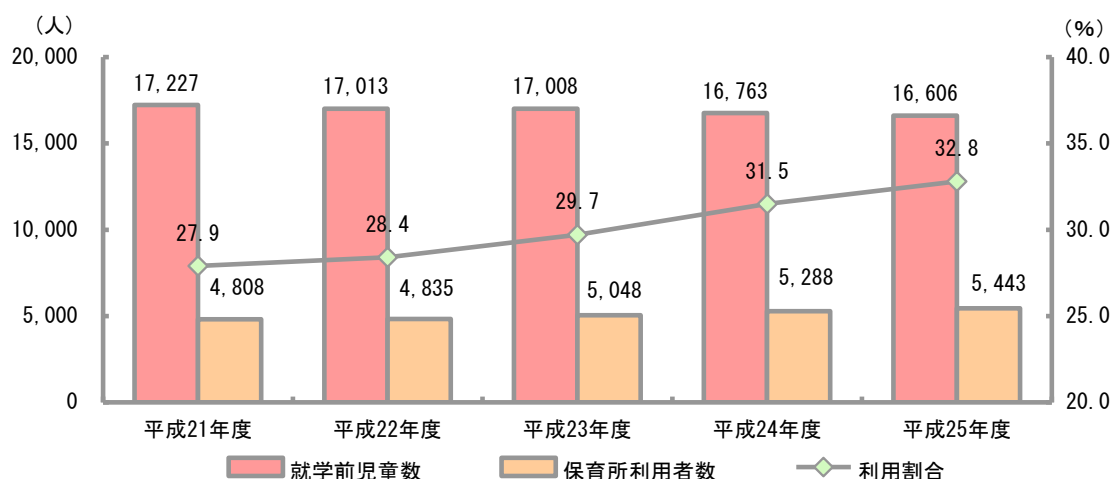
(5) 保育サービスの状況

① 保育所の状況

ア 就学前児童数と保育所利用者数の推移

就学前児童数は、年々減少しています。しかし、保育所利用者数は年々増加しており、利用割合も上昇傾向が続いています。

【 就学前児童数と保育所利用者数の推移 】

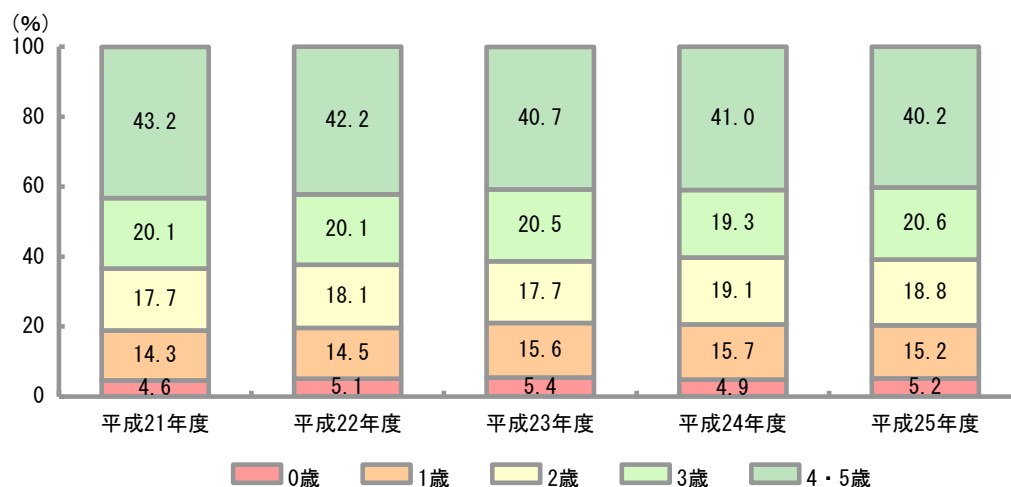


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）
保育所利用者数：庁内資料（各年度4月1日）

イ 保育所利用者の年齢別構成割合

保育所利用者の年齢別構成割合をみると、0～2歳児の割合がゆるやかに増加しています。

【 保育所利用者の年齢別構成割合 】

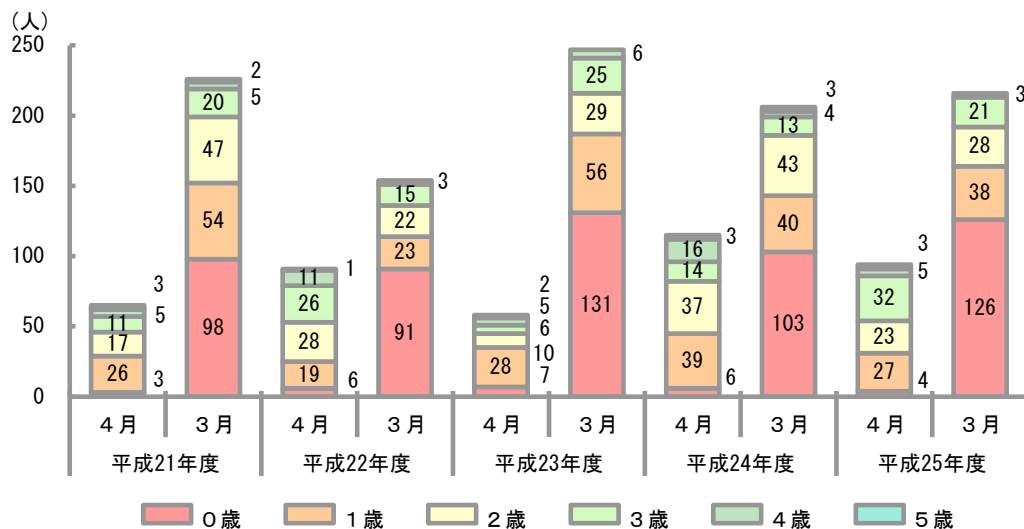


資料：庁内資料（各年度4月1日）

ウ 待機児童数

本市の年齢別待機児童数の推移をみると、4月1日時点での待機児童数は、増減を繰り返しています。また、3月1日時点での待機児童数は、0歳児で特に多く100人前後で推移しています。

【 待機児童数の推移 】



※国基準による算定

資料：庁内資料（各年度4月1日または3月1日）

② 特別保育事業の実施状況

ア 延長保育事業

本市の延長保育事業の利用状況をみると、実施園数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 延長保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	16 園	19 園	22 園	22 園	23 園
延べ利用人数	71,115 人	75,935 人	80,831 人	91,410 人	88,017 人

資料：庁内資料

イ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業の利用状況をみると、実施園（全て認可保育所）数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 一時預かり事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	7 園	7 園	8 園	8 園	9 園
延べ利用人数	7,934 人	8,821 人	8,855 人	9,610 人	9,285 人

資料：庁内資料

ウ 休日保育事業

本市の休日保育事業の利用状況をみると、実施園数は5年間変わっていませんが、延べ利用人数は増加傾向にあります。

【 休日保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
延べ利用人数	386 人	468 人	390 人	495 人	501 人

資料：庁内資料

エ 病児保育事業

本市の病児保育事業の利用状況をみると、平成 24 年度から平成 25 年度で、実施箇所数が 2 園に増加するとともに、病児保育の利用者数については急増しています。平成 25 年度では、前年の倍以上の 573 人となっています。

【 病児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	—	—	—	1 園	2 園
延べ利用人数	—	—	—	231 人	573 人

資料：庁内資料

オ 病後児保育事業

本市の病後児保育事業の利用状況をみると、平成 25 年度から実施園数が 2 園に増えていますが、利用人数の急増は見られません。延べ利用人数は平成 23 年度の 270 人から、減少傾向にあります。

【 病後児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	2 園
延べ利用人数	268 人	222 人	270 人	195 人	181 人

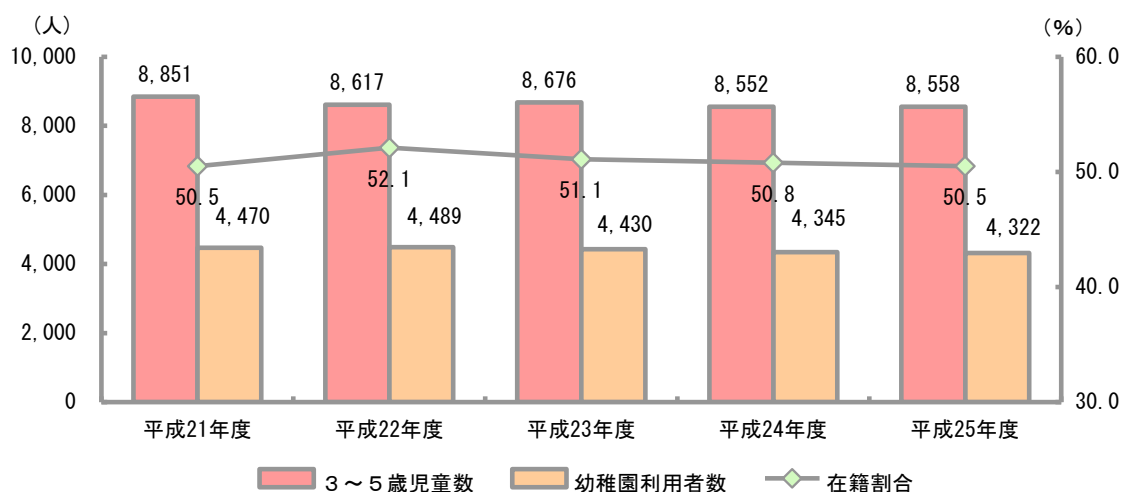
資料：庁内資料

(6) 幼稚園の状況

① 3～5歳児数と幼稚園利用者数

3～5歳児数は平成23年度以降ゆるやかに減少しています。それに伴い、幼稚園利用者数もゆるやかに減少しています。また、3～5歳児に占める幼稚園の利用割合も、平成22年度以降徐々に減少しています。

【 3～5歳児数と幼稚園利用者数 】



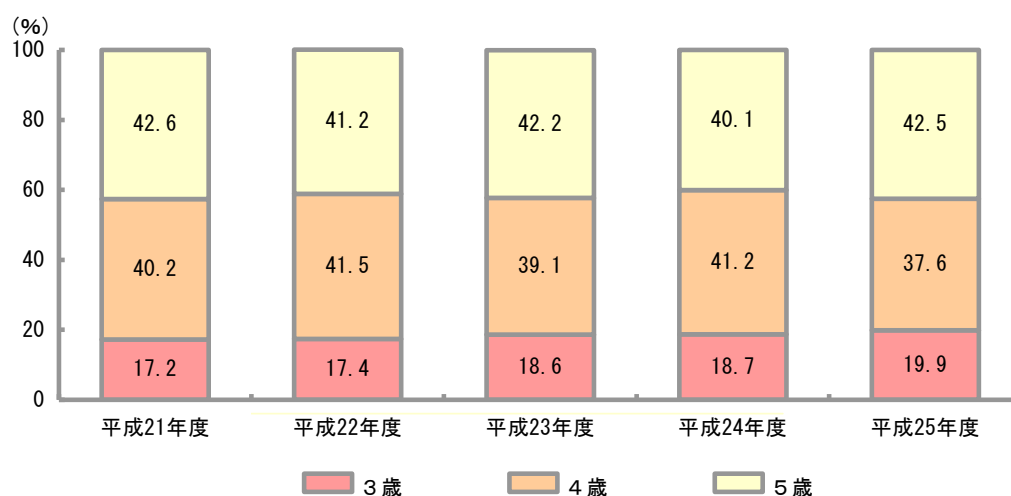
資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）

幼稚園利用数：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

② 幼稚園利用者の年齢別構成割合

幼稚園利用者の年齢別構成割合をみると、3歳児の割合が増加しています。

【 幼稚園利用者の年齢別構成割合 】



資料：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

(7) バンビーホーム（放課後児童クラブ）の状況 ●●●●●●●●●●

本市では、バンビーホーム（学童保育）を合計 46 か所で開設しています。登録児童数は平成 22 年度から 24 年度には減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、平成 26 年度には 2,800 人を超えています。特に、1 年生の登録児童数の増加が目立っています。

【 バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移 】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数		42 か所	42 か所	42 か所	44 か所	46 か所
登録 人数	1 年生	744 人	754 人	735 人	799 人	837 人
	2 年生	699 人	700 人	699 人	669 人	748 人
	3 年生	583 人	571 人	538 人	564 人	577 人
	4 年生	413 人	370 人	368 人	380 人	369 人
	5 年生	220 人	227 人	201 人	202 人	209 人
	6 年生	109 人	117 人	126 人	122 人	119 人
合計		2,768 人	2,739 人	2,667 人	2,736 人	2,859 人

資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日）

2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）

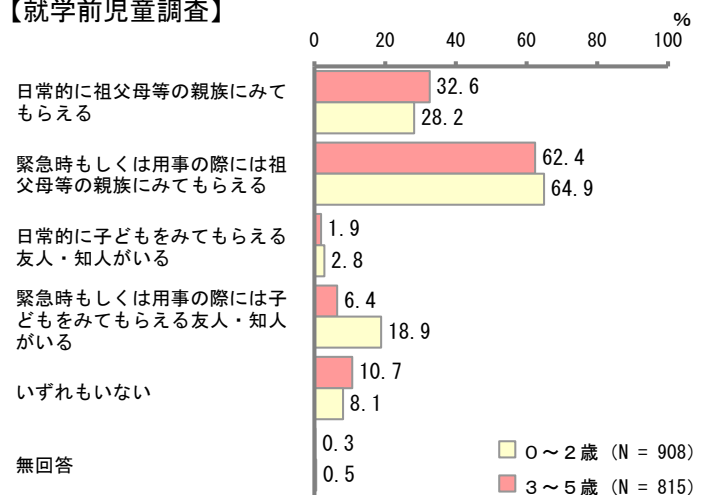
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

（1）お子さんご家族の状況について

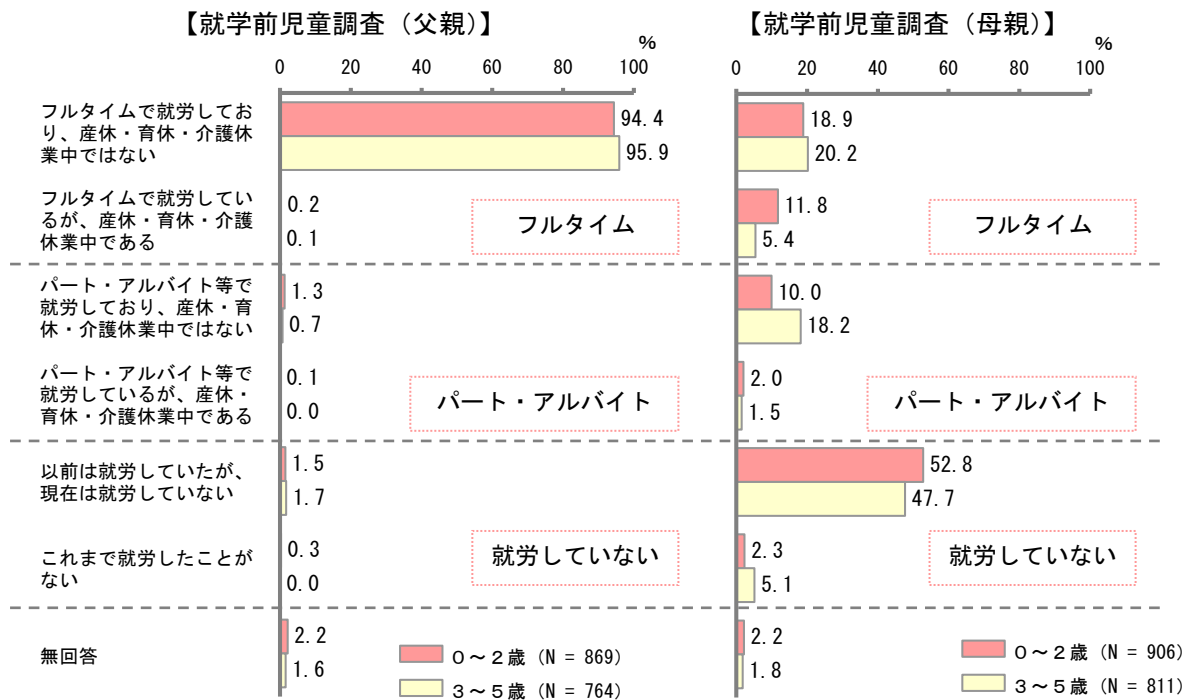
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、6割を超えています。
- 一方、みてもらえる親族・知人の「いずれもない」人が約1割となっています。

【就学前児童調査】



② 保護者の就労状況



- ・父親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに9割以上が“フルタイム”と回答しています。
- ・母親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに約5割の人が“就労していない”と回答しています。また、0～2歳児の保護者では、休業中の人も含めると約3割の人が、3～5歳児の保護者でも2割を超える人が“フルタイム”と回答しています。

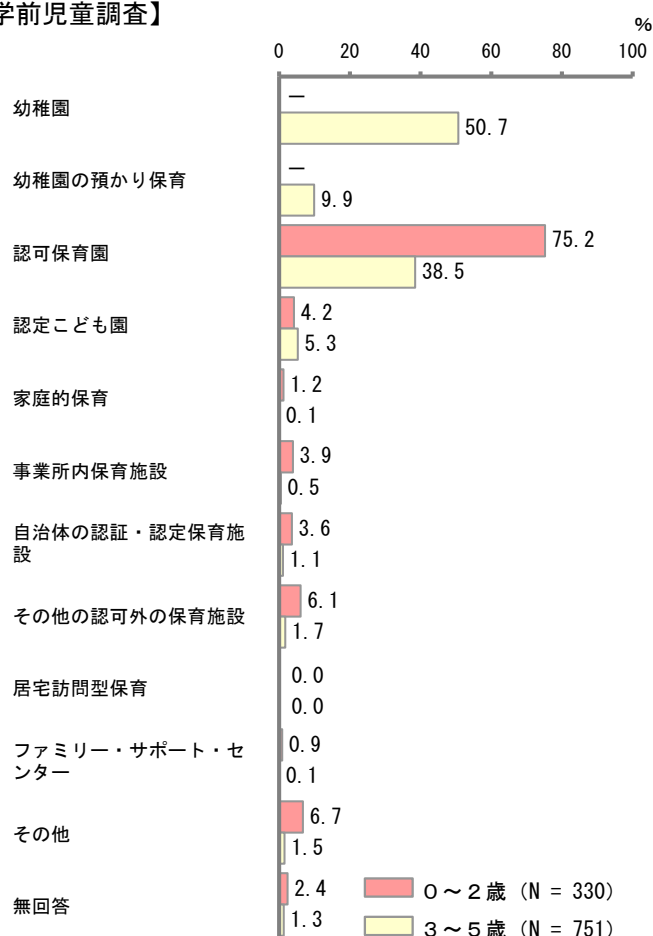
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は、0～2歳児では36.4%、3～5歳児では92.1%となっています。

・利用している教育・保育事業の内訳は、0～2歳児では、「認可保育園」が75.2%と最も高くなっています。3～5歳児では、「幼稚園」が50.7%、「認可保育園」が38.5%となっています。

【就学前児童調査】

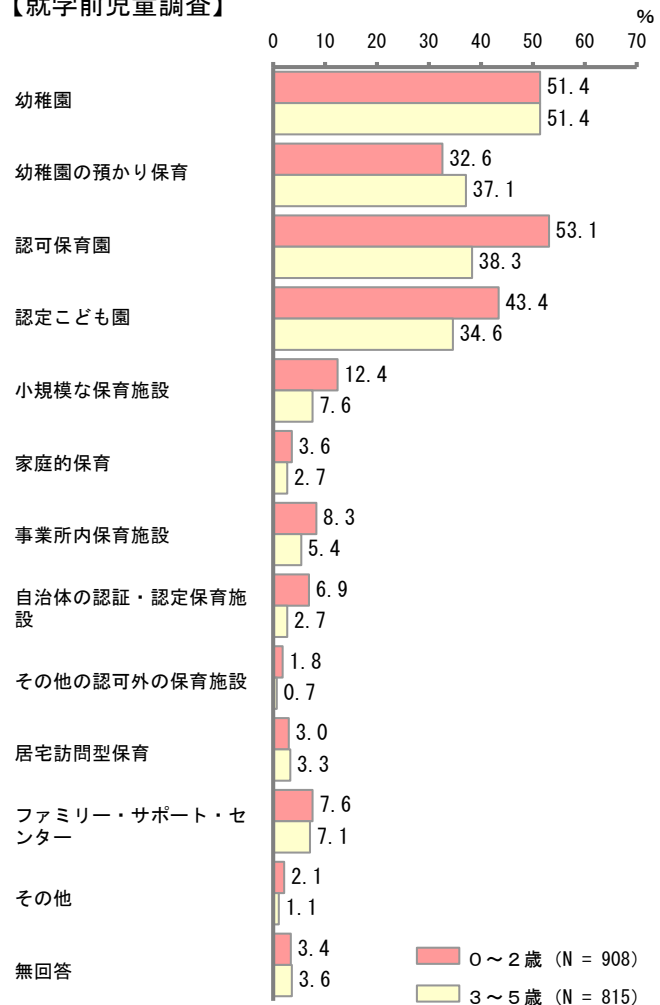


※0～2歳児調査では「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の選択肢はありません。

② 平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育の事業については、0～2歳児では「認可保育園」「幼稚園」の割合が高く、5割を超えています。3～5歳児では、「幼稚園」の割合が51.4%と最も高くなっています。
- 0～2歳児、3～5歳児ともに「幼稚園の預かり保育」の割合が3割を超えています。
- 0～2歳児では、3～5歳児よりも「認定こども園」の割合が高くなっています。

【就学前児童調査】

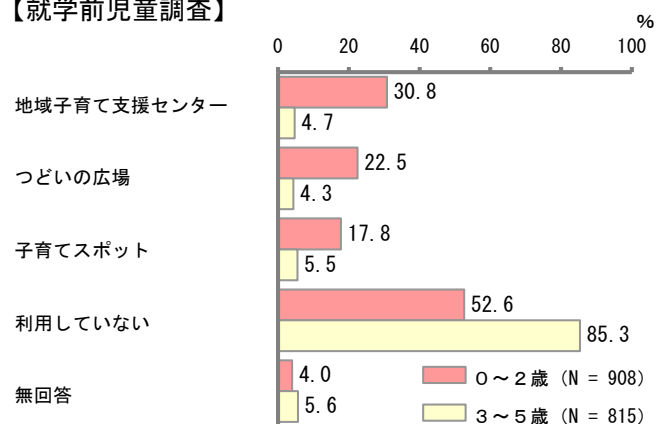


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 0～2歳児の保護者では、「地域子育て支援センター」を利用している人が約3割、「つどいの広場」「子育てスポット」を利用している人が約2割となっています。
- 一方、3～5歳児の保護者では「利用していない」の割合が8割を超えています。

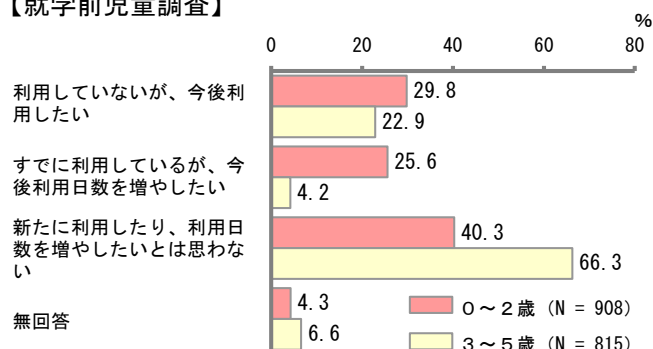
【就学前児童調査】



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- ・0～2歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」をあわせた割合が5割を超えています。
- ・一方、3～5歳児の保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高く、約7割にのぼっています。

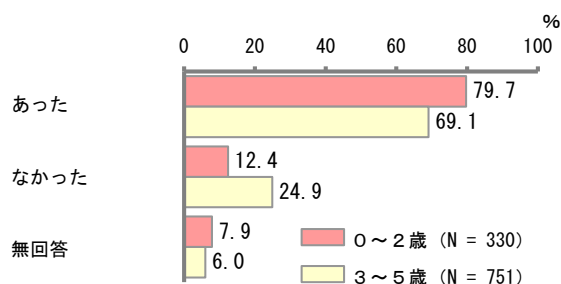
【就学前児童調査】



(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

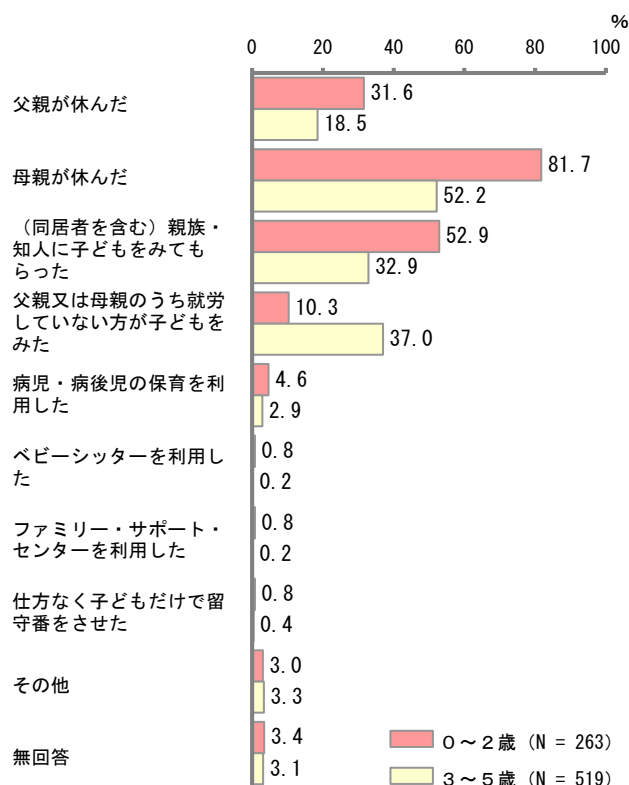
① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



- ・平日に教育・保育事業を定期的に利用している人のうち、1年間に、子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことが「あった」人が、0～2歳児の保護者では約8割、3～5歳児の保護者では約7割となっています。

【就学前児童調査】

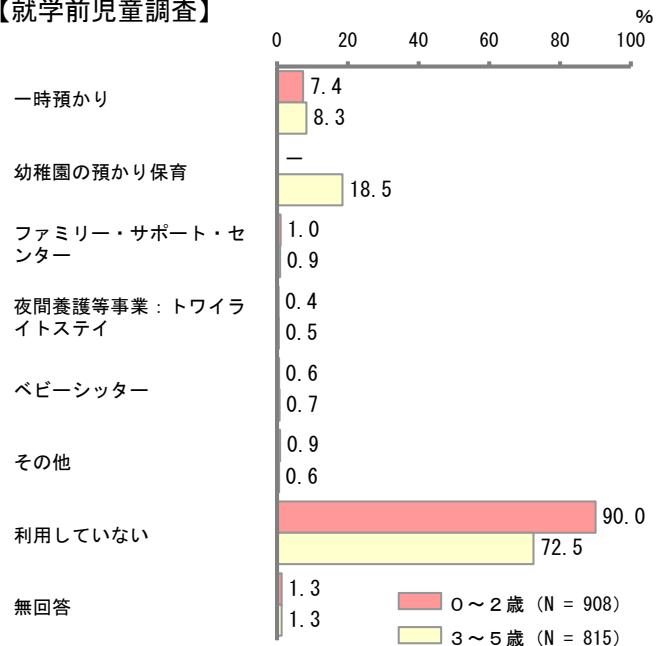


- ・対処方法については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「母親が休んだ」の割合が最も高くなっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについては、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「利用していない」の割合が最も高く、特に0～2歳児の保護者では9割となっています。

【就学前児童調査】

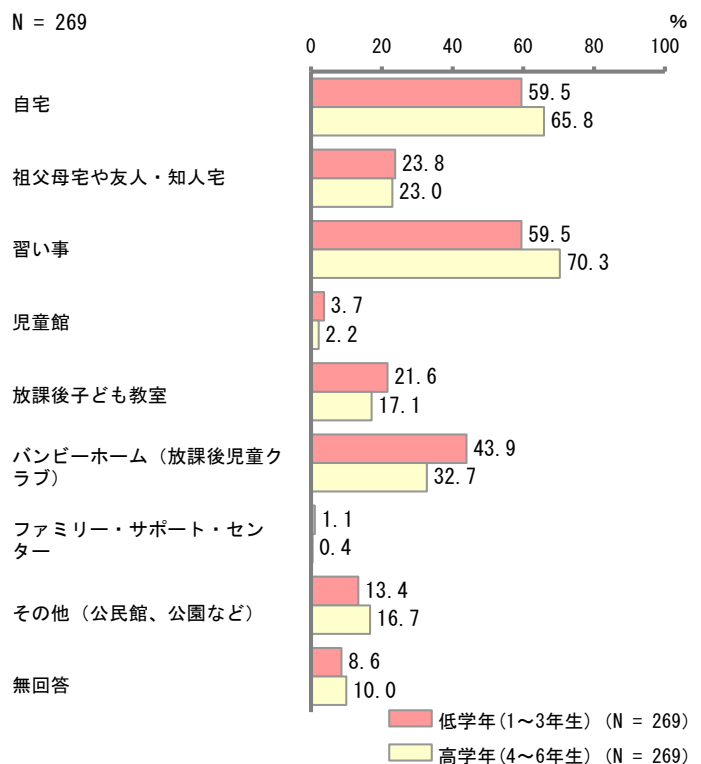


(5) 小学校入学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校入学後の希望

- ・子どもの小学校入学後、子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」「習い事」の割合が最も高く、次いで「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」となっています。
- ・高学年（4～6年生）では、「習い事」の割合が高くなり、約7割となっています。また、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」の割合が、低学年に比べ低くなっています。

【就学前児童調査（5歳児の保護者のみ）】

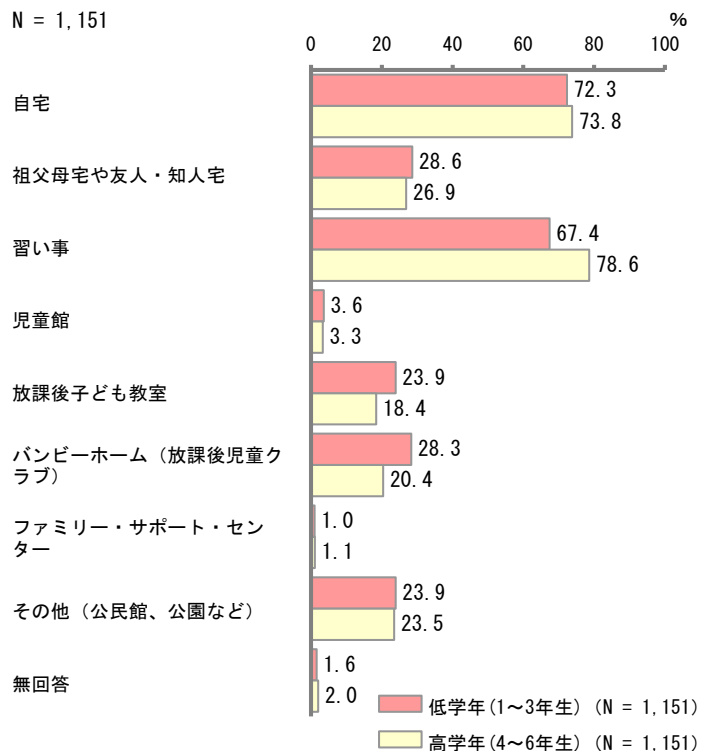


② 小学生の保護者の希望

- 子どもに、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたかについて、低学年のうちには「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」となっています。
- 高学年になってからは、「習い事」の割合が高くなり、約8割となっています。

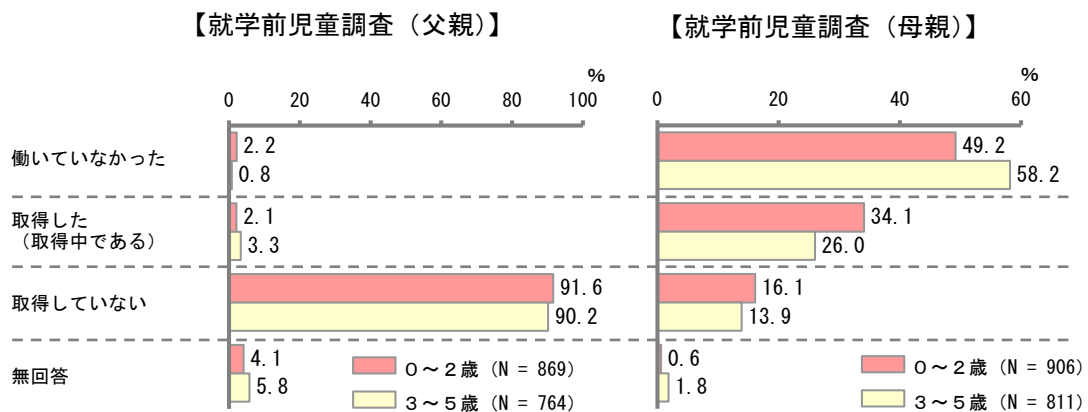
【小学生調査】

N = 1,151



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況

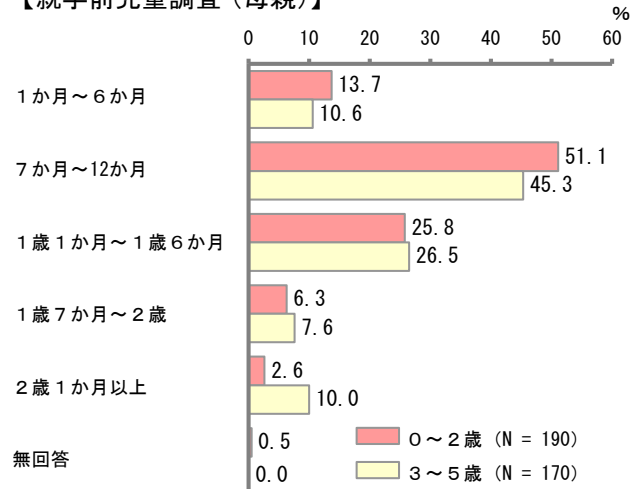


- 父親では、0～2歳児の父親、3～5歳児の父親ともに「取得していない」の割合が約9割となっています。
- 母親では、「取得した（取得中である）」人の割合が、0～2歳児の母親では34.1%、3～5歳児の母親では26.0%となっています。

② 職場に復帰したときの子どもの年齢

- ・0～2歳児の母親、3～5歳児の母親ともに、「1か月～6か月」と「7か月～12か月」をあわせた“12か月までに復帰した人”の割合が高く、特に0～2歳児の保護者で6割を超えています。

【就学前児童調査（母親）】



1 実施事業の概要

2 見込みと確保方策

提供区域ごとの量の見込みと提供体制については、第5章のうち、教育・保育の需給計画（平成27年度入所の状況も勘案したうえで確定）を踏まえ、今後記載します。

1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成 26 年 12 月議会提出予定）

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とをつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例をつくるうえで、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」「意見を言う場がほしい」「大人といっしょに奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していくうえでも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。

2 この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

3 この条例は、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第1号に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

- 2 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。
- (2) 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。
- (3) 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

- (3) 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（子ども会議）

第 12 条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（子育て家庭への支援）

第 13 条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

（特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援）

第 14 条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもへの虐待等に対する取組）

第 15 条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（有害・危険な環境からの保護）

第 16 条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもの居場所・遊び場づくり）

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心

して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

（相談体制）

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第 5 章 施策の推進

（計画と検証）

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

第 20 条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第 21 条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領

（設置）

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関する事
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関する事
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関する事
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要する事

（構成）

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

（部会長等）

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき
- (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

4 進捗管理事業一覧

対象事業一覧については、現行の「奈良市次世代育成支援行動計画」の総括や、「奈良市第4次総合計画（前期基本計画：～平成27年度）」の総括の動きと並行して、現在調整中です。